

四六一ノG (二)ノ内	紙但シ四六一ノG (二)ヲ除ク	三	最
四六一ノ三	機械製紙 一平方メートルノ重量三十五グラムヲ超ユルモノ	割	一割七分五厘
四六一ノ四ノA及B	化學紙ト稱セラルル特殊紙	割	最
四六二ノA	寫眞用ノ紙及「フィルム」	割	最
四六二ノB	粗ナル板紙及「プレスパン」ト稱セラルル光澤板紙	割	九分
四六二ノC—四六二ノ二	所謂「フアンシー、ボード」	割	九分
四六三	加工シタル板紙及模造「フェルト」、型ニ入レタル板紙	割	九分
四六三ノ二	切り又ハ細工シタル板紙	割	九分
四六四	「ヴァルカナイズド、ファイバー」	割	最
四六四ノ二	板紙箱	割	九分
四六四ノ三	板紙製「ボビン」及「チューブ」	割	九分
四六五—四六五ノ二	上等ノ板紙製品、箱及其ノ他	割	九分
四六五ノ三	板紙又ハ纖維素ノ製品ニシテ型ニ入レタルモノ板紙又ハ漆塗リノモノ	割	一割五分
四六五ノ四	板紙又ハ纖維素ノ製品ニシテ繪畫、象眼等ヲ以テ飾リタルモノ	割	一割五分
四六五ノ五	寫眞臺紙	割	一割五分
	雜記帳、手帖、豆手帖、帳簿等	割	最

四六六及四六六ノ二	書籍	免	無
四六八	新聞及定斯刊行物、古新聞	免	無
四六九	版畫、半調色寫眞版畫等、石版畫	免	一割五分
四六九ノ二(一)	藝術的、記錄的等ノ性質ヲ有スル寫眞	免	無
四六九ノ二(二)	其ノ他ノ寫眞	免	無
四六九ノ三	寫眞製版及類似品	免	無
四六九ノ四	映畫用「フィルム」	免	無
四六九ノ五	轉寫シタル畫及印刷物	四	最
四六九ノ六	郵便葉書	四	一割五分
四七〇	特ニ掲ゲザル一切ノ印刷物	四	一割五分
四八一乃至四八三	革製、布帛製等ノ履物	四	最
四九一	「モロツコ」革製品	四	三
四九一ノ二及三	「アルバム」及「アルバム」表紙	四	二
四九二(一)	靴、小形靴、「ハンドバッグ」等	四	三
四九二(五)	革帶	四	三
四九二(六及七)	別ニ掲ゲザル革製品	四	二







六二〇ノH及Jノ内	自轉車類用ノ「チニューブ」又ハ「タイヤー」	二割八分五厘七毛	二割五分
六二〇ノK乃至M	軟質「ゴム」製品、梳毛機用ノ特殊「ゴム」引布、「ゴム」製又ハ「ゴム」引布製ノ湯タンポ等	二割八分五厘七毛	最 低
六二〇ノN-1-11	「ゴム」製履物	二割八分五厘七毛	二割五分
六二〇ノO乃至R	衛生用「ゴム」製品、「ゴム」製帶、其ノ他ノ「ゴム」製品	四 割	最 低
六二六―六二七	「フェルト」帽子	四 割	一割五分
六二八ノA乃至G	帽子、帽體、「ベレー」帽、「キャツプ」等	四 割	一割五分
六三〇ノ四ノA及B	「アセチレン」燈ノ火口及其ノ部分品	四割三分	最 低
六三五ノ二ノA	寫眞機及其ノ應用品	四割三分	二 割
六三五ノ二ノB	「フィルム」巻取「ポピン」	四 割	二 割
六三五ノ三	醫療器械	五 割	最 低
六三六ノA乃至D	萬年筆、「シャープ」ペンシル等	二 割	一割五分
六三七	眼鏡	二 割	最 低
六四一ノ二	象牙、眞珠母、龍甲、琥珀及「アンブロイド」以外ノ材料ヲ用ヒタル小間物	六 割	一 割
六四二	「バイブ」、葉卷用「バイブ」等	三割三分三厘三毛	一 割
六四四(四乃至八)	上等刷子	三割三分三厘三毛	一 割
六四四(一乃至三)	普通刷子、筆及其ノ他ノ刷子製品	三割三分三厘三毛	一 割
六四四ノ二			

六四五(一乃至一三)	陶器製、磁器製等ノ「ポタン」、普通金屬製ノ「ポタン」	四 割	一割五分
六四五(一四乃至三六)	壓縮板紙製、木製、象牙棕櫚製等ノ「ポタン」	二 割	最 低
六四六―六四六ノ二	娛樂用具及其ノ部分品	四 割	二割一分
六四六ノ三	腸又ハ模造腸ノ線、絲及組紐	免 稅	二 割
六四八ノ二ノA乃至C	「ライター」、點火器等	免 稅	最 低
六五二	雨傘、日傘等	免 稅	最 低
雜	王冠槍	免 稅	無 稅

註

- (一) 麥酒ニ對スル輸入稅ハ外國ニ割當ガ許與セラルベキ場合ニ依リ決定セラルベシ
- (二) 印度支那關稅定率表ノQ表(四五九ノD乃至四五九ノF)及S表ノ註二ノ規定ノ適用ノ爲「レイヨン」布帛ニ適用セラルル稅ハ最低稅率ノ稅ニ對シ四割六分ノ輕減ヲ爲シタル從價七割二厘ニ定メラル
- (三) 純量一キログラムニ付一〇「フラン」ノ從量稅ノ利益ノ享有ハ兩國政府ノ權限アル官憲ニ依リ決定セラルル様式ニ從ヒ定メラル「レイヨン」布帛ノ價格統制ガ「レイヨン」布帛ノ輸入價格ト「レイヨン」絲ノ輸入價格トノ間ニ印度支那ノ手工業ノ製造費用ヨリ前記關稅ヲ控除シタルモノニ相當スル差額ヲ確保スルコトヲ條件トシテ許與セラル
- (四) 既製品ハ定率表ニ掲ゲラルル例外ヲ除キ布帛ノ稅ノ外一割ノ製造附加稅ヲ課セラル
- (五) 包裝(外裝又ハ内裝)ノ價格ハ内容ノ課稅價額ニ包含セラル但シ申告者ハ包裝ガ其ノ屬スル稅番ニ付定メラルル稅金ヲ課セラルコトヲ要求スルコトヲ得

日本國印度支那間關稅制度、貿易及其ノ決濟ノ様式ニ關スル日佛協定



日本國印度支那間關稅制度、貿易及其ノ決濟ノ様式ニ關スル日佛協定

乙表 日本國ヘノ輸入ニ當リ第三條ニ規定セラルル關稅ノ輕減率又ハ免除ノ利益及第四條ニ規定セラルル條件ニ從ヒ稅率固定ノ利益ヲ享有スル印度支那產品

日本國關稅定率表番號	品名	關稅輕減率ノ對スル	課稅單位	適用稅率
一九	玉蜀黍	免稅		無稅
二六ノ三	蓖麻子	免稅		無稅
三七ノ內	胡椒 種子	二割稅	每百斤	七・八八
六六ノ二	檳榔	免稅		無稅
一二八ノ內	大茴香	免稅		無稅
二五六	漆	五割稅	每百斤	四・五九
四〇二ノ內	著色シタルモノ以外ノ珪砂	免稅		無稅
四二九	石炭	免稅		無稅
四五八ノ內	鐵礦	免稅		無稅
四五八ノ內	「マンガン」鐵	免稅		無稅
四五八ノ內	「タングステン」鐵	免稅		無稅
四五八ノ內	錫礦	免稅		無稅
四五八ノ內	亞鉛礦	免稅		無稅

四五八ノ內 「アンチモン」鐵  
 六〇九ノ內 藤 割ラザルモノ  
 六一二(一ノ丙) 「チーキ」

免稅 免稅 免稅  
 免稅 免稅 免稅  
 免稅 免稅 免稅  
 免稅 免稅 免稅

○對佛印貿易代行商社ノ指定 (昭和十六年六月二十六日 貿易局 通牒)

沿革 昭和十六年八月六日追加(一九八頁參照)

一、輸出指定商社及取扱商品

商社名	主タル營業所所在地	代表者
原 嘉久助 商店	神戸市神戶區加納町五丁目川島ビル	原 嘉久助
株式會社富永壽吉商店	// 海岸通四丁目四十一	富 永 壽 吉
相 互 貿 易 商 會	大阪市北區玉江町二丁目三菱倉庫ビル	間 瀬 富 太
エム・デー・エム共販株式會社	東京市澁谷區千駄ヶ谷四丁目七七五	小 林 順 一
二 藥 商 會	神戸市神戶區海岸通一〇海岸ビル	正 木 豊 一
大 信 貿 易 株 式 會 社	// 浪花町六四	高 田 調 造
合名會社 淺井竹五郎商店	名古屋市東區東芳野町一ノ六七	淺 井 竹 彦
岸 田 貿 易 合 資 會 社	神戸市神戶區北長狹町四丁目五二	安 井 三 郎
三 菱 商 事 株 式 會 社	東京市麹町區丸ノ内二ノ一〇	服 部 一 郎

二、加糖煉乳







對佛印貿易代行商社ノ指定

- 兼 松 商 店
- 丸 江 商 店
- 藤 井 商 店
- 三井物産株式會社
- 八、毛織物
- 岩 井 商 店
- 日 商 株式會社
- 豐 田 商 店
- 兼 松 商 店
- 三井物産株式會社
- 三井物産株式會社
- 七、キヤ
- 九、人絹織糸
- 伊 藤 忠 商 店
- 岩 井 商 店
- 日 本 綿 花 株式會社
- 東 洋 綿 花 株式會社
- 豐 島 商 店
- 兼 理 商 店
- 兼 松 商 店

神戸市神戸區伊藤町一一九

大阪市東區本町二

東京市日本橋區室町二丁目一

大阪市東區北濱四丁目四三

今橋三丁目三〇

高麗橋一丁目一三

神戸市神戸區伊藤町二九

東京市日本橋區室町二ノ一

麴町區丸ノ内二ノ一〇

名古屋市

大阪市東區安土町二丁目五一

北濱四丁目四三

北區中之島二丁目一〇

東區高麗橋三丁目一

南本町二丁目四〇

京都市

神戸市神戸區伊藤町一一九

- 龜 井 商 店
- 三井物産株式會社
- 三井物産株式會社
- 一〇、人絹織物
- 伊 藤 忠 商 店
- 堀 越 商 會
- 東 洋 綿 花 株式會社
- 兼 松 商 店
- 高 島 屋 工 業 店
- 田 島 商 店
- 矢野上甲合名會社
- 又 一 株 式 會 社
- 近 藤 興 商 店
- 坂 倉 商 店
- 三井物産株式會社
- 三井物産株式會社
- 一、スフ織物
- 東 洋 綿 花 株式會社
- 淺 野 物 産 株式會社
- 三井物産株式會社

大阪市東區安土町二丁目五一

橫濱市中區住吉町二ノ一九

東京市日本橋區室町二ノ一

麴町區丸ノ内二ノ一〇

大阪市東區高麗橋三丁目一

神戸市神戸區伊藤町一一九

東京市

神戸市葺合區磯邊通四丁目七

橫濱市

大阪市東區南久太郎町二丁目三

京都市新門前繩手東二

神戸市葺合區磯邊通四丁目七

東京市日本橋區室町二ノ一

麴町區丸ノ内二ノ一〇

大阪市東區高麗橋三丁目一

東京市麴町區丸ノ内一六

對佛印貿易代行商社ノ指定







對佛印貿易代行商社ノ指定

- 三井物産株式會社 東京市日本橋區室町二ノ一
  - 大三紙業株式會社 大阪市
  - 日加商事株式會社 神戸市
  - 大倉洋紙店 東京市日本橋區通町五七
  - 大同貿易株式會社 神戸市神戸區浪花町五七
  - 岡本貿易株式會社 大阪市
  - 双見貿易株式會社 //
  - 東洋工業商會 東京市
  - 市川洗藏商店 大阪市港町堂島中町四一
  - 三菱商事株式會社 東京市麴町區丸ノ内二ノ一〇
  - 二、豆類
  - 湯淺貿易株式會社 神戸市明石町三二明ビル内
  - 三井物産株式會社 東京市日本橋區室町二ノ一
  - 三菱商事株式會社 //
  - 大成商事株式會社 麴町區丸ノ内二ノ一〇
  - 林松藏商店 小樽市
  - 三井物産株式會社 //
  - 宮田製作所 //
- 三、自轉車及同部分品
- 昭和十六年八月六日追加指定ノモノ
- 東京市日本橋區室町二ノ一
  - // 蒲田區東六郷二ノ一九

- 宮崎商店 大阪市東區唐物町一丁目一〇
- 横山商會 神戸市葺合區磯上通八丁目
- 中山商店 //
- 印刷料紙
- 高田商會 東京市麴町區丸ノ内二ノ六
- 生糸(燃生糸ヲ除ク)
- 東洋物産株式會社 神戸市

對佛印貿易代行商社ノ指定







三 中華民國貿易統制法規

三 中華民國貿易統制法規



四外國ニ於ケル貿易統制法規



# 五、資金關係法規

資本 (Capital)  
公積金 (Reserves)  
負債 (Liabilities)  
股東 (Shareholders)  
債權人 (Creditors)  
利息 (Interest)  
股息 (Dividends)  
稅收 (Taxes)  
保險 (Insurance)  
法律 (Law)



五 資金關係法規目次

昭和十六年六月週報	國民更生金庫はどんな仕事をやつてゐるか	一頁
昭和十六年法律第四二號	國民更生金庫法	二三
昭和十六年勅令第七三一號	國民更生金庫施行令	一八
昭和十六年大藏省令第三四號	國民更生金庫法施行規則	二四
昭和十六年司法省令第六六號	國民更生金庫登記取扱手續	二五
昭和十六年五月週報	強化された外國爲替管理法	二九
昭和十六年法律第八三號	外國爲替管理法	三八
昭和十六年大藏省令第一〇號	外國爲替管理法施行規則	三八
昭和十六年大藏省令第四號	在外凍結財産調査規則	三八
昭和五年法律第六號	輸出補償法	二五一
昭和十六年商工省令第二一號	輸出補償法施行規則	二五二
昭和十三年商工省告示第九三號	輸出補償法第一條ノ規定ニ依ル地域指定	二五九
昭和十五年法律第八六號	輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法	二五九
昭和十五年商工省令第二六號	輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行規則	二六〇

目次



昭和十五年商工省告示第二〇四號

昭和十六年八月五日現在

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法	二
第一條ノ規定ニ依ル地域指定	二六五
輸出不能ニ因ル損失補償制度（丙種補償制度）	二六六
実施要綱	二六六

## 國民更生金庫は

# どんな仕事をやつてゐるか

轉廢業者の資産を引受ける場合の評価はどんな方針でやるか——  
業者の内容はどんなものか——これらの問題についての解説

昭和十六年六月十八日週報

大 藏 省

### 轉廢業は時局の要請

中小商工業は従来わが國産業機構中の相當に重要な部分を構成し、特殊な役割を分擔してきた。ところが、支那事變が始まつて以來、統制經濟の進展につれて、中小商工業は少からぬ影響を受けるに至つた。特に最近の國際情勢はいよゝゝ緊迫化し、物動計畫は更に強化され、いはゆる重點主義が徹底されるに伴つて、中小商工業の前途は一體どうなるかといふことが重

大な問題となつて來たのである。勿論、中小企業は大企業とは又異つた特質にもとづいて、今後合理的な存在の意義をもつばかりでなく、寧ろこの際一層、中小企業としての特質を生かして活動することが要求されてゐる方面のあることは事實である。しかし、といつて中小商工業はすべて今後もそつくり現状のまゝで存続するものであり、また、どのやうな手段を講じても、それを存続させて行くべきものであるとするのも、これまた大きな誤であらう。即ち、現在の内外の最も急迫した事態を克服



して、今後大東亞共榮圏の中心としての地位と實力を確保して行くべき我が國として、國內産業機構の整備は一日も猶豫できない重要な事柄である。そのためには中小商工業についても、必要で合理的な整理統合を圖り、整理によつて轉出する業者は他の緊要な方面の職域で更生を期することが必要であつて、これによつて初めて我が國の産業全體が合理的に再編成され、人的・物的の資源が最も能率的に活用されることになるのである。徒らにその日／＼の現狀に安んじて、わが國産業が全體として進むべき方向に目を蔽ひ、必要やむを得ない轉廢業の事態を姑息な方法で回避しようとすることは、既に容れない事態になつて來てゐる。

そこで、この時局の要請を自覺し、政府の指導方針にもとづいて率先轉廢業を斷行し、新らし職域で更生を期さうとする商工業者に對し必要な援助を興へることを使命とする國民更生金庫の役目は頗る重大なものとなつて來た。

國民更生金庫は昨年末、とり敢へず財團法人の組織によつて設立されたが、本年の帝國議會の協賛を經た國民更生金庫法が近く施行されると、この法律に基づいて設立

される特殊法人の國民更生金庫に、その資産、負債、事務所、職員は一切を引繼いで、財團法人自身は解散する豫定である。この財團法人の業務はいろ／＼の情勢から現在までのところ未だ十分には具體的な成果を擧げるに至つてゐないが、最近の中小商工業者側における轉廢業の計畫も次第に具體化してゐるので、金庫もこれに應じて、近く活潑な活動を開始することになるであらう。

そこで、この際、金庫はどのやうな業者を取扱の對象とするか、金庫の業務内容はどんなものか、また、最も重要な點である金庫が轉廢業者の資産を引受ける場合の評價額はどのやうな方針に基づいて決定されるか等の問題についてできる限り具體的に説明しやう（なほ、國民更生金庫については昨年十二月十八日の週報に發表されてゐる）。

### 更生金庫設立の趣旨

國民更生金庫が開設されて以來、商工業者から相當の申込があつた。ところがその申込の内容について見ると、國民更生金庫の創設の趣意が十分に徹底してゐなかつたためでもあらうが、性質上、金庫では取扱ふことの

できないものが寧ろその大部分を占めてゐたのである。

國民更生金庫法の第一條によると、金庫は「時局ノ要請ニ應ジ轉廢業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ圖ル」ことを目的としてゐる。即ち、第一は「轉廢業又ハ廢業ヲ爲ス者」であることが、金庫を判用するのに必要な資格であるが、實際に金庫へ申込んだ者は、例へば營業を繼續してゐる業者が高利の借財を返済するために資金の借入の申込、玩具商から運轉資金の借入申込、會社員が新たに小賣業を始めるための資金の借入の申込、或ひは菓子屋からのアパート建築資金の借入の申込等、要するに轉廢業とは全く關係のない申込が頗る多く、これらの申込者に對して、金庫では庶民金庫とかその他適當な金融機關を紹介して、その方で相談して貰ふことにしたのである。

尤も金庫の利用者は轉廢業者に限るといふものの、催へば、業務の大部分を廢止するもの、或は廢業ではなく休業であるが、休業時間が相當長期に亘り、再開業の見込のないもの、或ひは企業の商品により資産を處分して業主としての地位を離れ、合同企業に従業員となるもの等の中には實情からいつて、轉廢業と同様に取扱ふ

のを妥當とするものもあるから、これらの者については、純粹の轉廢業とはいへないが、やはり金庫では轉廢業と看做して取扱ふ方針である。

次に轉廢業または廢業は「時局ノ要請ニ應ジ」て行はれるものであることを必要とする。「時局ノ要請」だけでは頗る抽象的ではつきりしないやうであるが、例へば、國際情勢の變化による輸出の不振、物動計畫の強化による原材料の配給の減少、或ひは物資の配給統制のために必要な配給機構の整備等の原因に基づいて政府の指導方針に従つて轉廢業または廢業しようとする事業者がこれにあて嵌る。金庫業務の運営に當つては政府の方針にもとづいて轉廢業する者、更に具體的にいふと、直接には地方廳の指導を受けて轉廢業の計畫を進めた者を時局の要請に應ずる轉廢業者として取扱ふ方針であるから、實際問題としては時局の要請に應ずるものか否かの區別は十分に明瞭となるわけである。

全く任意的の轉廢業者、例へば、從來の營業によつて既に相當の利益を蓄積したから、この際前途に見切をつけて轉廢業しようとする業者があつたとしても、これは金庫の對象とはならないのである。



## 金庫の對象となる業種

それでは、現にどんな業態について政府の方針にもとづく轉廢業計畫が進行中であるかといふと、商業方面では最も進捗してゐるのが米穀商と旅客自動車運送事業（ハイヤ、タクシー業）である。工業方面では中小機業、ゴム製品工業、アルミニウム加工工業、機械鐵工製品工業等が數へられる。その他の業種についても今後の情勢に應じ、次第に轉廢業の計畫が具體的に取上げられることになるであらう。

それでは、轉廢業の計畫は一體どのやうに樹てられるかといふと、これは業種により當然異つて然るべきものである。また、各地方の實情も斟酌する必要がある。轉廢業を餘儀なくされた原因とその程度によつても整理の形態が異つて来るであらう。要は各場合に最も適合した方式をとればよいのであつて、強ひて劃一的な型にあてはめる必要はない。

既に部分的には整理計畫が實行に移されてゐる米穀商と旅客自動車運送事業は、企業合同の方法によつて業者の整理を行つた實例であるが、實際に起る轉廢業の形態

四

または企業の整理統合の態様は頗る多種多様なものと豫想される。同じ企業合同であつても組合または小組合の形によるもの、株式會社または有限會社の形によるものがあり、また、合同のやり方によつては合同に参加する個々の業者について見ると、轉廢業と看做し得るものもあれば、さうでないものもあり得る。企業合同の方によらないで一部の優秀企業だけを存続させ、非能率的な企業を廢業させる整理のやり方も勿論ある。何れにしても、それが時局の要請に應じた轉廢業または廢業であれば、總て金庫の對象となるのである。

## 引受資産の管理と處分

次に、以上のやうな轉廢業者のために國民更生金庫はどんな業務を行ふかを説明しよう。

金庫はまづ轉廢業者の轉廢業によつて不用となつた舊業務用の資産の管理と處分を引受けるのであるが、引受に當つては同時にその資産を一定の評価額で處分することを約束するのである。その引受評価額を、例へば一萬圓と假定する。金庫が一萬圓の評価額で引受けた資産はそれが實際には七千圓でしか處分されなかつたとしても

最初の約束通り一萬圓を轉廢業者に支拂ふのである。

反對に、もしその資金が一萬五千圓で處分できたすると、金庫は一萬圓ではなく超過額を含めた一萬五千圓を轉廢業者に支拂ふのである。尤も、金庫の引受評価額は後に述べるやうに非常に轉廢業者にとつて有利な基準で決定されるので、このやうな事例はまづ殆んど實際には起らないであらう。

右の引受評価額を金庫が轉廢業者に支拂ふ時期は、引受資産全部の處分を終つたときを原則とする。處分に非常に長期間を要するやうな場合には、最長五年位で一應決済し、引受評価額の支拂ひを済ませることになるが、何れにせよ、建前としては引受代金は即時拂ではないのである。これは差當り必要のない場合にも、すべて現金を交付することになつては、通貨膨脹その他の悪影響を生ずる虞があるからである。しかし、實際問題としては轉廢業者の大部分は舊債の償還その他の舊業務の整理、轉廢轉職等のために資金の必要に迫られてゐることは想像に難くない。そこで、これらの者に對しては、金庫は資産の引受評価額、即ち右の例でいへば、一萬圓を限度として何時でも貸出の申込に應ずるのである。その貸付

の利率は三分四厘程度にする。

貸付の擔保或ひは保證として、引受資産のほかに擔保物を提供させたり、保證人をたてさせたりすることはない方針である。また、貸付元利金の回収は引受資産の處分代金を回収に充てることを建前とし、轉廢業者のその他の資産または収入に對し、債權者としての權利を行使しない方針である。要するに、この關係だけからいふと、貸付を受けた轉廢業者は、國民更生金庫にその資産を引受評価額で即時に買取つて貰つたのと同様の結果になるわけである。

なほ、轉廢業者が舊業務用資産の管理處分を金庫に委託し、資金の貸付けを受けても、なほ、償還し得ないほど多額の舊債を負つてゐる場合に、その者が他に資産収入もなく、全くやむを得ない事情にあるときには、金庫は右の引受資産評価額を超えて更に轉廢業者のために債務の引受或ひは債務の保證をすることが出来る。但し、この場合には債權者にも應分の犠牲を拂はせることが妥當と考へられるから、金庫の肩代り又は保證に先だつて話し合ひの上、債務の條件の緩和、減免を圖らせることにならう。

五



最後に金庫が引受けた資産を處分するまでの管理方法と、これに要する費用について一言したい。資産の管理の方法は、資産の種類に應じ、また場合によつて適當な方法をとせたいと考へてゐる。勿論、原則としては金庫が自ら管理の任に當るのであるが、そのほかに同業者の組合または合同企業に管理を委託し、或ひは轉廢業者自身にそのまゝこれを預け、金庫のためにはこれを保管させることも考へてゐる。保管費用は例へば、引取つた建物を賃貸した場合のやうに保管中の資産から収益を生ずる場合、或ひは前に述べた引受評價額より高く處分できた場合などには、その収益または超過額を管理費用に充當する。しかし、このやうな場合は寧ろ例外であつて、一般には資産からは収益も生ぜず、引受評價額より高價にも處分されることも極めて稀であらう。その場合、管理費用を直ちに轉廢業者自身に負擔させるとすると、その負擔能力の關係からいつて無理な場合が多いので、このやうな場合には、管理費用もすべて金庫が負擔するのである。

### 引受資産の評価方法

つた評價基準を轉廢業者資産評價中央委員會に諮問した上で決定し、地方では地方廳が右の中央で決定した基準にもとづいて實地を調査の上、個々の土地、建物、精米機の評價額を轉廢業者資産評價地方委員會に諮問して決定する。國民更生金庫は、この地方廳の決定した通りの評價額で引受けるのである。

かやうに一見複雑な手續を経ることにしたのは、金庫の引受評價額は金融機關の鑑定價格のやうに一般に行はれる評價方法によるわけに行かず、時局の要請に應じ轉廢業者の轉廢業の實行をできるだけ容易にするやうに十分な考慮を加へた特殊な評價をする必要があるからである。

中央で決定すべき評價基準は、先般來度々轉廢業者中央委員會の専門委員會や部會を開き慎重に審議した結果、各業種を通ずる一般的の基準として「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」、土地及建物ノ評價基準」を決定し、特殊の資産に關する特別の基準として「米穀販賣業者ノ資産評價基準」旅客自動車運送事業者ノ資産評價基準」を既に決定した。今後は必要に應じて、その他の業種にも特殊の基準を設定する管で、織布業者、ゴム

國民更生金庫が轉廢業者の資産を引受ける場合の引受評價額は、以上述べたところから明らか通り結局、金庫が轉廢業者に對して必ずその價額までは支拂ふことを確約する價額であるから、その評價方法如何は金庫の業務の中心となる最も重要な問題である。また、不用資産の評價が如何に決定されるかは、業者の轉廢業の計畫を樹てるに當つて、まづ最初に考慮する重要な問題である。金庫の引受評價額の評價方法の根本方針は「一應營業を繼續するものとしての妥當な評價額」に據るのである。即ち、營業に屬する資産を個々のばらばらのものとして處分する場合の値段ではなく、これらの資産がその營業に一體となつて生きて働いてゐるものとしての評價額に據るのである。では、具體的にはどのやうな手續でこの趣旨に協つた評價額が定められるのかといふと、これに關しては十分慎重に適切な評價を決定するために特に評價委員會が設置されたのである。この評價委員會は中央と各府縣に設置されたのである。この評價委員會は中央と各府縣に設けられ、中央では商工省で例へば、土地建物はどういふ方法で評價するか、米穀商の何々式の精米機は大體どの位の價格を基準として評價するか、とい

製品工業者、アルミニウム加工工業者等の織機その他の特殊の機械設備等の評價基準については引續き委員會で審議中である。

こゝでは既に決定された評價基準について簡単に説明しよう。

### 評價の一般原則

まづ、「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」は評價方法の一般原則を定めたもので、評價の方法を資産の種類別に見ると左の通りになる。

- (1) 土地、建物は營業を繼續してゐた時と同様の條件を有するものとして見た時價で評價する。
- (2) 機械その他の固定設備は、その据付に當つて相當多額の運搬費、据付費等の費用を支出してゐるとともに、著しく不利な値段でなければ處分できないことと考へられる。金庫へ持込むやうな場合には、その機械を使用する營業が整理されるために轉廢業者なのであるから、なほ更のことである。そこで單純な時價で固定設備の評價をすることは、金庫の業務の建前からいつて適當でないので、これらの機械そ



他の固定設備は再取得価額、即ち現在新らしく購入して据付ける場合の価額から、その機械等の減価償却をしたもので評価することにした。この減価償却も普通の場合のやうに経過年数で償却せずに、現状から見た今後の耐用見込命数を基準として償却することにした。例へば一般耐用命数が三十年の機械を既に十年間使用した場合であつても、入念に使用したためとか、部分品を取替へたために、今後なほ二十二年間使用できると認められる場合には、十年ではなく、三十年から二十二年を差引いた八年に相當する償却をするわけである。

(3) 原料、商品等の運轉資本に對する資産は、時價で評価する。詳しくいふと原材料、貯蔵品等は仕入仕入価格、商品は、卸賣商の場合は卸賣販賣價格、小賣商の場合は小賣販賣價格によるのである。公定價格または協定價格のものは、實際には大體それによることになるであらう。金庫に商品を買受けてもらふ場合には、市場で販賣する場合と異つて、販賣組費を要せず、貸倒れを考慮する必要がないから、この評價方法は轉廢業者にとつて有利に過ぎるやうな感

もあるが、價額算定の便宜上、このやうに決定されたのである。なほ、半成品、仕掛品或は禁制品などのやうに時價を求め難いものは、大體、完成品或は類似品と權衡をとつて評價を定める。

(4) 特許權、實用新案權等は、同種權利の賣買價格等から推定した時價による。有價證券は市價で評價する。

(5) 以上の原則を一貫して適用すると、例へば、貴金屬製品のものなどは、頗る酷な場合も起るので、このやうなものは、例外として當初の取得または製作價額を斟酌して評價することが出来る。

#### 營業權(のれん)の取扱ひ方

次に議會でも最も論議の焦點となつた、いはゆる營業權(假帳)をどう扱ふかの問題である。これの根本的な建前として國民更生金庫は、營業權のやうに抽象的な資産の引受はできないので、金庫が引受けた資産の評価に當つては營業權的要素を加味する方針をとつたのである。その方法は、まづ當該營業の轉廢業直前の一定期間

の實際の營業純益を一定率を以て還元するのであつて、例へば、過去三ヶ年間の平均純益が千圓であつた場合、これを一定の還元率、例へば年一割で還元した金額、即ち、この場合では一萬圓をその營業總體の價額と一應見るとして前に列擧した方法で個々の資産について算出した評價額の合計が、この場合八千圓であつたとすると一萬圓と八千圓の差額二千圓が、個々の資産の評価には含まれなかつた營業權の價額になるわけである。尤も、金庫は前に述べたやうにこの二千圓を營業權といふ抽象的な資産の價額として引受けるわけにゆかないので、更にこの二千圓を個々の資産の評価額に按分加算した價額で引受ける順序になる。

なほ、實際問題として、極小規模の業者については金庫が引受ける程の資産も殆んどなく、適確な營業純益の額も不明瞭であつて、評價に困難な場合も随分多いことだらうが、このやうな業者についても、その者が從來その營業を主な生計の資としてをつた場合には、十分にその實情を考慮して、總資産を少くとも三百圓を下らない價額に評價できる便法も特に設けてある。

#### 土地建物の評價基準

次に「土地及建物ノ評價基準」である土地は前述のやうに時價で評價するのを原則とするが、具體的な評價方法としては、地租法に基づく賃貸價格を一定の適正な利率で還元した額を目的として算出することにした。建物も同様に時價主義を原則とすることが、これは家屋稅法に基づく賃貸價格を一定の適正な利率で還元した額を目的とすることになつた。但し、新築屋稅法に基づく賃貸價格は目下調査中で未決定であるから、それまでは當分の間、各地方における現行賃貸價格または隣接建物、同種建物の賃貸價格から推定した價格でこれに代へる。

なほ、右のやうに賃貸價格から還元した額を一應目標とはするが、例へば、その營業の便宜に供するために、特にその土地、建物に加工、改良、工作等の費用を投じた場合には、十分にその點を考慮することになつてゐるそれから、宅地建物價格統制令に基づいて價格の制限を受ける土地建物は、その制限價額を評價額とし、それ以上の價額は一切認めない方針である。



## 評價決定の特則

以上の基準は各業種を通ずる一般的な原則であつて、普通の商業者の轉廢業の場合には、大體この一般原則だけでもすべての資産の評價を行ふことができると思はれるが、業態によつては特殊の資産を有するものとか、特別の取扱を必要とするものがあつて、一般原則に對する特則ともいふべきものを定める必要が生じて来る。現在特則として既に決定されたものは米穀販賣業者の店舗の造作及び精米設備に關するものと、タクシー、ハイヤー業者の自動車に關するものである。

「米穀販賣業者の資産評價基準」は、まづ米穀商の店舗は精米所、置場及び賣場の用を兼ねるために特別の加工、改良又は工作をしたものが多いので、これらの造作の評價には特別の基準を設けたのである。その評價は建坪五坪以下のときには一率に五百圓とし、五坪を超えるものは坪数を増加することに一定の額を加算する。但し一坪當と加算は總坪数の多いもの程遞減することにした店舗として賃借した建物に自ら費用を投じて設備をした

場合も、これで十分に評價されるわけである。

次に精米設備は電動機（又は發動機）、精米機、傳導装置及び昇降機を一括してセットとして取扱ひ、これに對し、その機械の能力、型式別に細かく決定した基準価格を適用する。基準価格の一例を挙げると、一馬力の電動機は百七圓、精米機は八十八圓五十錢、傳導装置は百十六圓十錢、昇降機は百五十三圓四十錢、据付に要した諸費用は百九十圓、合計六百五十五圓になつてゐる。

ところが、右の一セットの中で電動機を除外し、残りの機械だけを金庫に持つて来た場合の、評價額は各機械設備とも三割を右の基準から減額することになつてゐる。これは處分し易い電動機だけを取外して處分し、他の方面でこれを流用する者ができると、企業整理統合の趣旨に副はない結果を生ずる虞もあるので、これを防止するために特別にこのやうな扱ひを規定したのである。

米穀商の以上に述べた以外の種類の資産、例へば營業用の土地、商品等はすべて一般原則に従つて評價される。

次に「旅客自動車運送事業者ノ資産評價基準」はハイヤー、タクシー業者の自動車の額の評價基準を定め

たものである。自動車は中古車の協定價額に、いはゆるナンパー代、即ち自動車一輛についての權利金を加へた價額基準價額とし、評價に當つては車輛の現状、地方の實狀を斟酌して評價額を決定する。

このナンパー代の定め方は場所によつて標準を異にし東京市や大阪市内は一輛千圓程度とするが、認可車輛數五十輛以上の都市では、これよりもやゝ低く定め、その他の地方では更に低く定めたのである。

なほ、旅客自動車運送業者のガレージその他の資産が一般原則で評價されることは米穀業者の場合と同様である。また、右の自動車の評價基準はハイヤー、タクシー業者でない者の所有してをつた自動車には適用されない即ち、これらの者の自動車は一般原則によるのであつてナンパー代のやうな特別の取扱は受けられないのである。

以上で國民更生金庫が時局の要請に應じ轉廢業または廢業する商工業者のために、どのやうな援助を與へようとするものであるか、大體の輪廓だけは傳へることができたと思ふ。

## 更生金庫の機構

最後に、近く國民更生金庫法に基づき設立される國民更生金庫の機構の概略を説明しよう。

現在の財團法人國民更生金庫の基金の總額は二百萬圓であるが、法律にもとづく特殊法人である國民更生金庫の資本金の總額は二千萬圓であつて、その内千九百萬圓は政府が國債證券で出資し、残りの百萬圓は全國の金融機關が結成してゐる全國金融協議會から出資する豫定である。また、金庫は拂込資本金の十倍、即ち最高二億圓を限度として更生債券を發行することができ、その發行を容易にするために政府が元利支拂の保證をすることになつてゐる。

金庫はこの債券の發行によつて得た資金で轉廢業者の資産の管理處分の引受、轉廢業者に對する資金の融通、轉廢業者の債務の引受と保證その他の業務を行ふのである。なほ、債券の最高發行限度が二億圓であるから、金庫が引受け得る資産額も最高二億圓に止まるかに一應考へられるが、實際には二億圓の資金は運轉資金として折返し使用されるから、金庫の引受け得る資産の額は二億



國民更生金庫法

圓の數倍にも及ぶことができるのである。

また金庫の業務は前に述べたやうな評價基準その他全く採算を度外視した條件で轉廢業者の舊業務の整理、新職域における更生を支援するものであるから、その業務を行ふに當つては相當に巨額の損失が豫想されるが、この損失は政府が補償することになつてゐる。補償金額の限度は現在六千五百萬圓に決定されてをり、假に引受資産の評價額の五割の損失を生ずるものとすると、金庫は一億三千萬圓の資産を引受けることができるわけである。差當り、これで十分と考へられるが、もしこの補償金額では不足することが明らかになれば、必要に應じ増額される筈である。

以上のやうに擴大強化された國民更生金庫が、現在の財團法人に代つて設立される時期は大體七月初旬の見込で見下その豫定で準備は着々と進行中である。

○國民更生金庫法

(昭和十六年三月五日法律第四十二號)

第一章 總則

一二

第一條 國民更生金庫ハ時局ノ要請ニ應ジ轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ圖ルコトヲ目的トス

國民更生金庫ハ法人トス

第二條 國民更生金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ銀行其ノ他命令ノ定ムル法人ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシムルコトヲ得

第四條 國民更生金庫ノ資本金ハ二千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第五條 政府ハ千九百萬圓ヲ國民更生金庫ニ出資スベシ前項ノ資金ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第六條 國民更生金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 資本金額及資産ニ關スル事項

五 役員ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 更生債券ノ發行ニ關スル事項

八 會計ニ關スル事項

九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第七條 國民更生金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 國民更生金庫ニハ所得稅、法人稅、及營業稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ國民更生金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 國民更生金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之

國民更生金庫法

ヲ定ム

第十條 國民更生金庫ニ非ザル者ハ國民更生金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章 役員

第十一條 國民更生金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十二條 理事長ハ國民更生金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ國民更生金庫ヲ代表シ、理事長ヲ輔佐シテ國民更生金庫ノ業務ヲ掌理シ、理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ、理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ國民更生金庫ノ事業ヲ監査ス

第十三條 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十四條 理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十五條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ

一三



國民更生金庫法

ズ

第十六條 國民更生金庫ニ評議員若干人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務ノ經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業務

第十七條 國民更生金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

一 轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資産ノ管理又ハ處分

二 轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資金ノ融通

三 轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル債務ノ引受又ハ保證

四 前各號ノ業務ニ附帶スル事業  
國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務以外ノ業務ヲ行フコトヲ得

本法ニ規定スルモノノ外國民更生金庫ノ業務ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一四

第十八條 國民更生金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得

二 大藏省預金部ヘノ預金又ハ郵便貯金

三 銀行ヘノ預金又ハ信託會社ヘノ金錢信託

第四章 更生債券

第十九條 國民更生金庫ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ更生債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十條 更生債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

更生債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 國民更生金庫ハ更生債券借換ノ爲一時第九條ノ制限ニ依ラズ更生債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ更生債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊更生債券ヲ償還スベシ

第二十二條 政府ハ更生債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十三條 更生債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ發行スルコトヲ得

第二十四條 國民更生金庫ニ於テ更生債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 更生債券ノ消滅時効ハ元本ニ在リテハ十五年、利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ更生債券ニ之ヲ準用ス

第二十七條 本章ニ規定スルモノノ外更生債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 會計

第二十八條 國民更生金庫ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十九條 國民更生金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六章 監督及補助

第三十條 主務大臣ハ國民更生金庫ノ業務ヲ監督ス

國民更生金庫法

第三十一條 國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十二條 國民更生金庫ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十三條 主務大臣ハ國民更生金庫ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 主務大臣ハ國民更生金庫監理官ヲ置キ國民更生金庫ノ業務ヲ監視セシム

第三十五條 國民更生金庫監理官ハ何時ニテモ國民更生金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

國民更生金庫監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ國民更生金庫ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

國民更生金庫監理官ハ國民更生金庫ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十六條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

一五



國民更生金庫法

第三十七條 政府ハ國民更生金庫ニ對シ第十七條ニ規定スル業務ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三十八條 前條第一項ノ損失及其ノ額ハ國民更生金庫損失審査會之ヲ決定ス

國民更生金庫損失審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 罰則

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ國民更生金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第十八條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

四 第十九條又ハ第二十一條第二項ノ規定ニ違反シ更

生債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 國民更生金庫監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第四十條 左ノ場合ニ於テハ國民更生金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 第二十九條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

第四十一條 第十條ノ規定ニ違反シ國民更生金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ國民更生金庫ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府以外ノ出資者ノ出資ノ申込書ト共ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク出資ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第四十五條 出資ノ拂込完了シタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ國民更生金庫理事長ニ引繼グベシ

理事長前項ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ理事長、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

國民更生金庫ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第四十六條 本法施行ノ際現ニ國民更生金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フル者ハ本法施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第十條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用セズ

第四十七條 國民更生金庫ガ財團法人國民更生金庫ノ權利ヲ讓受ケ又ハ其ノ義務ヲ引受ケントスル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ讓受又ハ引受ハ財團法人國民更生金庫ノ解散ノ日ニ於ケル財産目録ニ記載シタル價額ニ依ルコトヲ得

國民更生金庫法

國民更生金庫ガ前項ノ價額ニ依リ第一項ノ讓受又ハ引受ヲ爲シタルニ因リ受ケタル損失ハ之ヲ第三十七條第一項ノ損失ト看做ス

第四十八條 登録稅法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「庶民金庫」ノ上ニ「國民更生金庫、」ヲ、「庶民金庫法」ノ上ニ「國民更生金庫法、」ヲ加フ

同條第十七條ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十七ノ二 國民更生金庫カ國民更生金庫法第十七條ニ規定スル業務ノ爲ニスル權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記又ハ登録

同條第十八號中「庶民金庫」ノ上ニ「國民更生金庫、」ヲ加フ

第四十九條 印紙稅法中左ノ通改正ス

第五十五號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ三 國民更生金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及更生債券

第五十條 政府出資特別會計法中左ノ通改正ス

第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

公債ノ交付ニ依リ出資ヲ爲ス必要アルトキハ政府ハ前項ノ規定ニ依ルノ外本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發



國民更生金庫施行令

行スルコトヲ得

〔參照〕

明治二十九年三月二十八日公布法律第二十七號登錄稅法抄錄

第十九條 左ニ掲グルモノニハ登錄稅ヲ課セズ但シ第二號ノ二、第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

- 七 恩給金庫、產業組合、產業組合聯合會、產業組合中央會、庶民金庫、蠶絲共同施設組合、業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、工業組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、商業組合中央會、貿易組合、貿易組合聯合會、貿易組合中央會、造船組合聯合會、海運組合、海運組合聯合會、肥料製造業組合、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ニ付恩給金庫法、產業組合法、庶民金庫法、蠶絲業法、漁業法、商工組合中央金庫法、工業組合法、商業組合法、貿易組合法、造船事業法、海運組合法、重要肥料業統制

法又ハ自動車交通事業法ニ基キテ爲ス登記

十八 庶民金庫ノ業務ノ用ニ供スル不動産ニ關スル登記

明治三十二年三月十日公布法律第五十四號印紙稅法抄錄

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

(左記略ス)

昭和十五年三月二十七日公布法律第十號政府出資特別會計法抄錄

第五條 本會計ニ於テ出資ノ拂込金及前二條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

國民更生金庫施行令

(昭和十六年六月二十八日勅令第七百三十一號)

第一章 業務

第一條 國民更生金庫ノ國民更生金庫法第十七條第一項ノ業務ハ地方長官ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ轉業又ハ廢業ヲ爲スモノト認ムル商工業者等(以下轉廢業者ト稱ス)ノ爲ニ之ヲ行フ

- 一 時局ニ伴フ經濟統制ノ爲ニスル生産、配給、輸出又ハ輸入ノ禁止又ハ制限
- 二 時局ニ伴フ經濟統制ノ爲ニスル生産、配給、輸出又ハ輸入ノ機構ノ整理
- 三 國際關係ノ變化ニ基ク輸出又ハ輸入ノ減少
- 四 前各號ノ事由ニ準ズル事由

第二條 國民更生金庫ガ轉廢業者ノ爲管理又ハ處分スベキ資産ハ當該轉廢業者ガ業務ノ用ニ供シ若ハ業務ニ關シ取得シタルモノ又ハ管理若ハ處分上之ト分離スルヲ適當トセザルモノニ限ル

第三條 國民更生金庫ノ轉廢業者ノ爲ニスル資産ノ管理又ハ處分ハ其ノ資産ニ付所有權其ノ他ノ權利ノ移轉ヲ受ケテ之ヲ行フコトヲ得

第四條 國民更生金庫ガ轉廢業者ノ爲資産ノ處分ヲ引受ケタル場合ニ於テハ當該資産ヲ處分シタル時其ノ處分價額ニ相當スル金額ヲ處分ノ委託者ニ交付ス但シ地方

國民更生金庫施行令

長官ノ轉廢業者資産評價地方委員會ニ諮問シ決定スル價額(以下引受價額ト稱ス)ニ滿タザル價額ヲ以テ當該資産ヲ處分シタルトキ及當該資産ヲ處分シタルトキ及當該資産ヲ處分シ得ザルトキハ引受價額ニ相當スル金額ヲ交付ス

第五條 國民更生金庫法第十七條第一項第二號ノ資金ノ融通ハ轉廢業者ノ爲資産ノ處分ヲ引受ケタル場合ニ限リ當該資産ノ引受價額ヲ限度トシテ當該轉廢業者ノ爲之ヲ爲スコトヲ得

第六條 國民更生金庫法第十七條第三號ノ債務ノ引受又ハ保證ハ轉廢業者ノ爲資産ノ處分ヲ引受ケタル場合ニ限リ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル額ヲ限度トシテ當該轉廢業者ノ爲之ヲ爲スコトヲ得

第二章 更生債券

第七條 更生債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ更生債券申込證ニ通シ其ノ引受クベキ更生債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

更生債券申込證ハ理事長之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 國民更生金庫ノ名稱



國民更生金庫施行令

- 二 更生債券ノ總額
  - 三 各更生債券ノ金額
  - 四 更生債券ノ利率
  - 五 更生債券償還ノ方法及期限
  - 六 利息支拂ノ方法及期限
  - 七 更生債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
  - 八 國民更生金庫ノ資本金額及拂込資本金額
  - 九 舊更生債券借換ノ爲國民更生金庫法第十九條ノ制限ニ依ラズ更生債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨
  - 十 前ニ更生債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額
- 更生債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ更生債券申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第八條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ更生債券ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ
- 更生債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ更生債券ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ
- 第九條 更生債券ノ應募總額ガ更生債券申込證ニ記載シタル更生債券ノ總額ニ造セザルトキト雖モ更生債券ヲ成立セシムル旨ヲ更生債券申込證ニ記載シタルトキハ

二〇

- 其ノ應募總額ヲ以テ更生債券ノ總額トス
- 第十條 更生債券ノ募集ガ完了シタルトキハ理事長ハ遲滞ナク各更生債券ニ付其ノ全額ノ拂込ヲ爲シシムルコトヲ要ス
- 第十一條 更生債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ國民更生金庫ノ爲ニ第七條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得
- 更生債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ前項ノ行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 第十二條 賣出ノ方法ニ依リ更生債券ヲ發行セントスルトキハ理事長ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス
- 一 賣出期間
  - 二 更生債券賣出ノ價額
  - 三 第七條第二項第一號乃至第六號及第八號乃至第十號ニ掲グル事項
  - 四 第十三條ニ規定スル事項
- 第十三條 賣出期間内ニ賣上ゲタル更生債券ノ總額ガ前條ノ規定ニ依リ公告シタル更生債券ノ總額ニ達セザルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ更生債券ノ總額トス
- 第十四條 更生債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ

之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ

- 第十五條 更生債券ニハ第七條第二項第一號乃至第六號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ理事長之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス
- 賣出ノ方法ニ依リ發行スル更生債券ニハ第七條第二項第二號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セズ
- 第十六條 理事長ハ主タル事務所ニ更生債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス
- 國民更生金庫ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ更生債券原簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得
- 第十七條 更生債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 一 更生債券ノ數及番號
  - 二 更生債券ノ證券發行ノ年月日
  - 三 第七條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項
- 更生債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ更生債券ノ所有者ノ氏名並ニ取得ノ年月日ヲ更生債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス
- 第十八條 記名更生債券ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ更生債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ證券ニ記載スルニ

國民更生金庫施行令

二一

- 非ザレバ之ヲ以テ國民更理金庫其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 記名更生債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ氏名及住所ヲ更生債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ國民更生金庫其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第十九條 更生債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ更生債券申込證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ國民更生金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ更生債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ更生債券債權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付亦同ジ
- 記名更生債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ更生債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ國民更生金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル
- 前二項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス
- 無記名更生債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得



國民更生金庫施行令

第二十條 無記名更生債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セ  
ル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除  
ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ  
前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額  
ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第三章 登記

第二十一條 國民更生金庫ノ設立ノ登記ハ理事長ガ設立  
委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二  
週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコト  
ヲ要ス

- 一 目的
  - 二 名稱
  - 三 事務所
  - 四 資本金額及拂込資本金額
  - 五 理事長、理事及監事ノ氏名及住所
  - 六 公告ノ方法
- 國民更生金庫ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ  
從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記

スルコトヲ要ス

第二十二條 國民更生金庫ノ成立後從タル事務所ヲ設ケ  
タルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内  
ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事  
務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グ  
ル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同  
期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スル  
コトヲ要ス  
主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登  
記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタル  
トキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ  
以テ足ル

第二十三條 國民更生金庫ガ主タル事務所ヲ移轉シタル  
トキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス  
國民更生金庫ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所  
所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地  
ニ於テハ四週間以内ニ第二十一條第二項ニ掲グル事項  
ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内  
ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登  
記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十四條 第二十一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ  
生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間  
從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登  
記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 國民更生金庫法第十四條ノ代理人ヲ選任シ  
タルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地  
ニ於テ代理人ノ氏名、住所及代理人ヲ置キタル事務所  
並ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限  
ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人  
ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第二十六條 更生債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第十條ノ  
拂込アリタルトキ又ハ第十二條ノ賣出期間滿了シタル  
トキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル  
事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ更生債券ノ登記  
ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ第七條第二項第二號乃至第六號ニ掲グ  
ル事項ヲ掲グルコトヲ要ス

第二十七條 登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要  
スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間

國民更生金庫施行令

ヲ起算ス

第二十八條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之  
ヲ公告スルコトヲ要ス

第二十九條 國民更生金庫ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所  
在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ國民更生金庫登記簿ヲ備フ  
第三十條 設立ノ登記ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ理事  
長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第三十一條 設立登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ拂込ア  
リタルコトヲ證スル書面並ニ理事長、理事及監事ノ資  
格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第三十二條 國民更生金庫法第十四條ノ代理人ノ選任ノ  
登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人  
ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル書  
面ヲ添附スルコトヲ要ス

第三十三條 更生債券ノ登記ノ申請書ニハ更生債券ノ引  
受ヲ證スル書面、更生債券申込證及各更生債券ニ付第  
十條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面又ハ第十二條ノ  
賣出期間内ニ於テ賣上ゲタル更生債券ノ總額ヲ證スル  
書面ヲ添附スルコトヲ要ス



國民更生金庫施行令規則

第三十四條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第二十一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十五條 前條ノ規定ハ第二十五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及國民更生金庫法第十四條ノ代理人ノ代理權ノ消滅並ニ更生債券ニ關スル登記事項ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十六條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百一一條ノ六及第五百四十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ本令ニ依リ登記ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ國民更生金庫施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○國民更生金庫法施行規則

(昭和十六年六月三十日大藏省令第三十四號)

第一條 國民更生金庫ハ國民更生金庫法第三條ノ規定ニ依リ信託會社、無盡會社、産業組合中央金庫、商工組

合中央金庫、産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引若ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス信用組合、商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、貿易組合、貿易組合聯合會、自動運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ヲシテ其ノ業務ノ一部ヲ代理セシムルコトヲ得

第二條 國民更生金庫銀行又ハ前條ニ掲グル法人ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシメントスルトキハ其ノ商號又ハ名稱、住所及代理業務ヲ行フベキ本支店又ハ事務所ノ所在地並ニ代理セシムベキ業務ノ範圍ヲ具シ大藏大臣ニ認可ノ申請ヲ爲スベシ

第三條 國民更生金庫ノ業務ノ一部ヲ代理シタル銀行又ハ第一條ニ掲グル法人ハ其ノ代理業務ニ關シ別ニ帳籍ヲ設ケ經理ヲ爲スベシ

第四條 國民更生金庫ノ理事長、理事及監事ノ報酬又ハ手當ノ額ヲ決定セントスルトキハ大藏大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五條 國民更生金庫ハ每事業年度經過後定款ノ定ムル所ニ依リ貸借對照表ヲ公告スベシ

第六條 左ノ場合ニ於テハ國民更生金庫ハ遲滯ナク之ヲ

大藏大臣ニ届出ゾベシ

一 業務ノ執行其ノ他ニ關スル規程ヲ定メ又ハ之ヲ改廢シタルトキ

二 國民更生金庫法及國民更生金庫法施行令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲シタルトキ

附則

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民更生金庫理事長設立委員ヨリ其ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ大藏大臣ニ届出ゾベシ

國民更生金庫財團法人國民更生金庫ヨリ其ノ權利讓受又ハ其ノ義務ノ引受ヲ了シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ大藏大臣ニ届出ゾベシ

國民更生金庫設立初度ノ理事長、理事及監事ノ報酬ノ額ハ設立委員之ヲ定ム

○國民更生金庫登記取扱手續

(昭和十六年六月三十日司法省令第六十六號)

第一條 國民更生金庫登記簿ハ附錄第一號様式ニ依リ地  
國民更生金庫登記取扱手續

方裁判所長ニ於テ之ヲ調製スベシ

第二條 受附帳ハ附錄第二様式ニ依リ毎年之ヲ調製スベシ

第三條 行政區畫又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ登記官吏ハ登記用紙中變更欄ニ新舊ノ名稱及變更アリタル旨ヲ記載シ之ニ捺印スベシ

第四條 國民更生金庫法第十四條ノ代理人ニ關スル登記ハ登記用紙中豫備欄ニ之ヲ爲スベシ

第五條 商業登記取扱手續第十條乃至第二十三條、第二十四條第一項、第二十六條乃至第三十六條、第三十八條乃至第四十七條、第六十五條第一項、第七十條、第七十二條、第八十四條第一項、第六百六條及第六百八條ノ規定ハ國民更生金庫ノ登記ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ國民更生金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス



國民更生金庫登記簿

區裁判所

紙數表紙ヲ除キ  
枚

地方裁判所長

備 豫	備 豫
備 豫	備 豫

丁

第 號		登記 番號							
一十	十	九	八	五	四	三	二	一	登記ノ年 月日及 印 第一 年 第九 年 第三 月 日 登記
/利 半 券	各 更 生 金 庫 券 ノ 金 額	更 生 債 券 ノ 總 額	住 名 ノ 監 事 及 氏 事 所	本 金 額	拂 込 資 額	資 本 金 額	目 的	名 稱	日 登 記
		備 豫	三十	二十	七			六	日 登 記
			及 期 法 還	更 生 債 券 ノ 金 額	利 息 支 出 及 拂 込 金 額	所 及 氏 事 長 、 理 事 ノ 住 名			方 告 ノ 法

丁

更 變	更 變
更 變	更 變

丁

(以下變更三十枚省簡)







が少くなく、更に第三期の戦時的爲替管理時代に發展することになつた。

この第三期の時代に移行させたものが今議會を通過した外國爲替管理法改正法律である。また、これと同時に施行規則である従來の三つの大藏省令が廢止され、これに代つて新しい統一令として外國爲替管理法施行規則が登場した。この外國爲替管理法改正法律と外國爲替管理法施行規則によつて第三期の時代の法制上の體制が確立したわけである。

では、なぜこの第三期の時代への移行が必要であつたかまたその結果、どのやうな事項が新たに取締の對象となつて来たかを、改正兩法規を中心にして、その概略を説明しよう。

### 改正の理由

最近、世界各國は交戦國は勿論その他の諸國でも高度國防國家建設を唯一の目標として資材と勞務を總動員しあらゆる政策をこれに集中してゐる状態である。従つて爲替管理も當然この綜合計畫の一部として、これを完成

すべき使命をもつてをり、そのためには輸入力を増大することが必要で在外資金の節約と増強を圖り、その他國際收支の調整を圖ることが必要である。このため強度の統制が必要となつて来た。最近諸國の爲替管理が強化されたたり、新規に實施する國が生じたのもこのためであるかやうに各國がそれ／＼自國本位に強度の爲替管理を實施してくると、國際經濟取引はますます不圓滑になり、相互の關係は戦争状態の様相を呈して来る。

爲替管理はこの國際經濟戦の第一線を守備する任務をもち、相手方が強化すれば、對抗上こちら側も強化して行き、かりそめにも間隙に乗ぜられるやうなことがあつてはならない。

このやうな情勢になつて来ると、先づ外國に在る預金證券その他の財産が封鎖、抑留の危険に曝されて来る。最近のやうな國際金融状態の下では、自力で在外資金の増強を圖らねばならないが、この場合最も有力な對象は在財産である。従つて、この散逸を防止して保全活用を圖るために、廣汎な統制権が必要になる。次ぎに従來の金融中心地經由の方法による對外決済が困難になつて来る。この國際金融系統の混亂または破壊に對する打開策

として、對外決済に關する有効適切な指導統制權も亦新たに必要になつて来る。更に米國の資金凍結命令のやうに、相手國の在外資金の効用を消滅させ、間接にその國の國防力の充實を阻止する手段も案出されるので、かやうな措置の對抗手段を講じ得る權限も必要になつて来る。

以上のやうに最近の國際經濟戦の激化に伴つて、爲替管理によつて遂行せねばならぬ事項は非常に廣沙多岐となつた。そこで、これに對處するために、従來の平時的爲替管理の權限を戰時的に編成替することが必要になつて来たのである。

### 改正法の内容

外國爲替管理法改正法律は四月十二日公布、即日施行された。今回の改正はその範圍が非常に廣汎なので、全文改正の形式を採り、條文の數も従來の八ヶ條から十五ヶ條に増加したが、本改正の要點を掲げると次の通りである。

(一) 外國との決済又は外國間の決済に關して、その方

法、條件その他必要な事項を命じ得る規定を新たに設けた點

改正法第四條の規定がこれに該當する。これを設けた理由は、昨年英國が爲替管理を實施したために、ロンドンが國際金融市場としての機能を失ひ、ニューヨーク市場もその心配があり、このやうに國際金融系統が混亂してゐる場合に處して、我が國の採るべき爲替政策としては相手國別に爲替若しくは支拂協定を結び、當該國との直接決済に移行するやうに仕向けてゆく必要があり、現に二、三國とは實行してゐるが、これに伴つて手形の種類、手形の表示通貨、經由金融機關又は特別決済勘定の設置等、いろ／＼と従來とは異つた決済方法で行ふ必要があり、これらの協定の圓滑なる實施を期すためには、豫じめ對外決済方法に對する政府の統制力を強化しておく必要が生じて来たのである。

なほ、右のやうな協定を結んでゐない國との決済に關しても、最近のやうな混亂した國際金融市場の下で本邦對外經濟取引の圓滑を圖るためには、同様にこれに對して積極的な統制を加へる必要がある。



(二) 外貨資産、在外財産等に對する政府の命令權の範圍を擴大した點

改正法第三條の規定がこれに該當する。從來も外貨資金の増強を圖る等のために、必要な場合にはこれ等の財産に對して賣却その他必要な處分を命じ得たが、今回の改正で廣く外貨資産、在外財産等に關して賣却その他必要な事項を命じ得ることに變更した。その結果、單に賣却だけに限らず、必要に応じてその管理、運用又は取得なども命じ得るやうにその範圍が擴大された。これは最近のやうに緊迫した國際情勢の下では外貨資産、在外財産等がいつ封鎖、凍結されるか分らず、萬一かやうなことにでもなると、莫大な國家的損失を蒙ることにもなるので、豫じめその保全若しくは活用のために、機宜の措置を講ずることができるとやうに命令權の範圍を擴充する必要が生じたからである。

その他改正法第一條第九號によると、財産とは「事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム以下同ジ」と規定されてゐるので、本條の財産も當然これ等のものを含むことになつてゐる點及び本條によつて政府の指定する者に賣却すべきことを命じた場合の賣却價額は、

府の損失補償といふ後楯がなくては、最最近のやうに激甚な戰時際貿易戰に對處することは極めて困難なので、今回の法律改正と相關聯して別途五億圓を限度とする豫算外國庫の負擔となるべき契約について今議會の協賛を経たのである。

(三) 外國居住者、本邦に居住する外國人又は外國系本邦法人等の本邦内における財産の取得若しくは處分等を新たに取締ることとした點

改正法第一條第九號と第十號の規定がこれに該當する。これを設けた趣旨は國際情勢が複雑紛糾するに従つて、對外經濟戰はますます激化して、各國の爲替又は貿易に關する統制措置も一段と強化されて來たために、我が國の對外經濟權益、在外財産等も非常な危険に曝される結果になつた。この情勢に對處して我が國經濟權益を擁護し、在外財産等の抑留、封鎖を防止するためには、本邦側でも場合によつては外國人等が本邦内で行ふ財産に關する取引とか行爲を取締り得る權限を設けることが必要なものであつて、これによつて外國が執らうとする措置を牽制し、或ひは既に執つてゐる措置を撤回又は緩和させ、またこれに對する報復を行

從來外貨評價委員會が定めることになつてゐたが、この委員會は廢止されることになつたので、今回の改正で外國爲替管理委員會に諮問して、政府がこれを定めることになつた點も變更されてゐる。

なほ右のやうな政府の命令權の擴大に伴つて、實際の發動によつて蒙る爲替銀行、貿易業者等の損害は別途五億圓を限り、豫算外國庫の負擔となるべき契約で補償する方法を講じてある。

この外國爲替損失補償設置の理由を説明しよう。

最近のやうな國際情勢の下で對外取引を行つてゆくためには、或る程度の危険を避けることが出來ないがこのために我が國の對外取引が萎縮、縮少することは斷じて許されないのであつて、寧ろ輸出の振興、商權の維持、伸張等のために積極的な措置を講じてゆくことが是非とも必要なのである。このためには政府でも國家的見地から外國爲替銀行その他對外取引をする者に、本條の規定によつて外國爲替外國債權その他在外財産等に關して必要な命令をする場合も豫想されるがかやうな場合に萬一所有者が損失を受けた時には、政府としてもこれを補償する必要がある、又かやうな政

はうとするものである。本規定は右のやうにその設置の趣旨からみて、最も戰時的爲替管理の特色をもつてゐるので、その發動に當つては對外的影響等を慎重に考慮する必要がある。

(四) 爲替銀行を通じて對外決済をするための本邦内若しくは外國における支拂若しくはその受領又は外國に於て爲す支拂の本邦内における委託を新たに取締ることとした點

改正法第一條第四號乃至第六號の規定がこれに該當する。爲替銀行を通じて行はれる取引に對する統制が整備、強化されるに伴つて、爲替銀行を通じないで行ふ對外決済、即ち爲替に關する知識、經驗が豊富になるに従つて、在外者との私人間の取引によつて爲替取引と同様の實を擧げる取引が漸次増加して來たので、本規定によつてかやうな銀行外の對外決済も取締ることになつた。

(五) 日本銀行その他政府の指定する者に對し、本法の施行に關する事務の一部を取扱はせることにし、當該事務に従事する日本銀行その他政府の指定するものの職員は公務員と見なす等の規定を新たに設けた點



改正法第六條がこれに該當する。本法に基づく事務の中には急速且つ簡易に處理する必要のあるものが少なくなく、又その分量も今後ますます増加する趨勢にあるので、必要に応じて日本銀行その他に事務を代行させて、臨機應變の取扱をしようとするものである。

(六) 本法の施行に關する事務に携つてをる者又は携つた者が本法による職務執行上で知り得た秘密を漏洩又は窃用したときには處罰する規定を新たに設けた點  
改正法第十四條の規定がこれに該當する。これによつて取締を受ける者の利益を擁護すると共に本法の重大性に鑑み、本法に基づく行政事務に關與する者の責任を加重したものであつて、最近の統制法規にもその例をみることが出来る(臨時資金調整法第二十條、國家總員法第四十五條)。

(七) 従來の現行法運用の經驗に徴し追加補整を必要と認めたる事項  
これに該當する規定は相當多岐に亘つてゐるが、その主な事項を掲げると  
(1) 主に爲替銀行の仕向、被仕向取立依頼爲替の取扱を取締ることとした點(第一條第七號及び)第號八

(2) 調査及び検査權限に關する規定を擴充し、新たに爲替管理上に必要な帳簿書類の備付を命じ、若くは帳簿書類の記載方を指定し又は違反事件調査のために訊問、搜索若くは差押權を附與した點(第五條)  
(3) 實體規定の新設、變更に伴ひ罰則規定を整備した點(第七條乃至第十條)  
(4) 取締の徹底を期するために許可の附帶條項に違反した者に對する處罰規定を新に設けた點(第十一條)  
(5) 通貨若くは外國通貨又は證券の輸出入に關して、その未遂行爲の處罰規定を新たに設けた點(第七條第二項)  
以上が今回の法律改正で新設、追加又は變更された規又の概要であるが、これによつて現行法の内容は更に一段と整備、強化され、國際的非常時下の複雑な對外經濟關係を規律統制するにふさはしい體制を確立したわけである。

## 二 外國爲替管理法施行規則

### 制定の理由

爲替管理は國の内外に跨る複雑な經濟現象を取締の對象とし、従つてその事態は刻々變化する性質のものなので、法律では單に爲替管理の對象となる事項の範圍と限界だけを規定するのに止まり、實際の取締は凡て命令の定める所に委任してゐるのである。この委任命令は大藏省令の形式で規定され、従來この委任命令としては外國爲替管理法に基づく命令の件(昭和八年四月二十六日大藏省令第七號)、外國爲替管理法に關する施行手續(昭和八年四月二十六日大藏省令第八號)及び外國爲替管理法に基づく臨時措置に關する件(昭和十二年一月八日大藏省令第一號)の三つの省令が施行されてゐたが、これ等の省令は施行後累次の改正で、相互の關聯が明瞭を缺く點が多く、殊に右の第七號省令と第一號省令の關係も一方では不要許可事項が他方では要許可事項になつて

るといつた具合に、頗る複雑、紛糾してゐたので、適當の時期に統合整理をする必要があつた。そこで今回、法律の全面的な改正に伴つて、更に省令で規定すべき多くの事項を、これらの省令に織込む場合には、ますます複雑、難解になるので、今回の省令改正を機會に、これらの既存三省令を統合して一本建にし、名稱を外國爲替管理法施行規則として、最初の統一令を制定したわけである。

### 規則内容

外國爲替管理法施行規則は四月十二日公布、同月二十日施行され、同様に従來の三つの省令は廢止されたが、本施行規則は單に既存の省令を統合、整理したといふだけでなく、その内容も法律の根本改正と相呼應して一段と飛躍してゐるのである。本施行規則は全文百八條



十一章からなり、その概略を説明すると

第一章は九ヶの重要用語の定義に關する規定であつて、これは第二章以下の條文の理解を適確、明瞭にするために特に設けたものである(第一條乃至第九條)。

第二章は外國爲替取引その他資本の内外移動の基本的行爲に對する取締規定に關するもので、従來は第七號省令と第一號省令の双方に規定されてゐたものを、一括整理したもので、その内容は相當に強化されてゐる(第十條乃至第二十四條)。

第三章は旅行者の便宜を圖るために従來の旅費に關する不要許可事項の規定を纏めて特に一章として設けたのである(第二十五條乃至第三十一條)。

第四章は外貨證券の取得處分、證券の輸出入、スタンプの押捺等の證券に關する取締規定を本章に網羅したのであるが、内容については従來と餘り變更がない(第三十二條乃至第四十一條)。

第五章は外貨表示の債權債務若しくは外國居住者に對する債權債務の取得若しくは處分又は外國居住者に對する信用供與に關する取締規定を一括したもので、その内容は従來と殆んど異なる(第四十二條乃至第四十

九條)。

第六章は在外財産の取得處分、在外財産に關する報告、在外資金の取寄など廣く在外財産に關する取締規定を網羅してゐて、その内容は従來に比べて非常に強化され、新設條文も多く、今回の改正の重要部分となつてゐる(第五十條乃至六十二條)。

第七章は貨物の輸出又は輸入に關する第七號省令及び第一號省令の規定を纏めたもので、その内容は従來と大差ない(第六十三條乃至第七十一條)。

第八章は外外爲替銀行、兩替ブローカーに關する取締規定を掲げてゐるが、その内容は従來に比べて外國爲替銀行に對する取締が強化されたほかに爲替ブローカーの取締規定を新設した(第七十二條乃至第八十七條)。

第九章は外貨資産、在外財産等に對する命令權、對外決済方法、條件等の命令權及び外國人等の在外財産に關する行爲の統制權に關する規定を掲げたものであつて、本章の規定は具體的な命令又は統制を政府の行政處分に委任する權限規定だけである(第八十七條乃至第九十條)。本章には今回の改正法律に基づいて新

設された重要規定が多い。

第十章は調査及び検査の權限、爲替管理事務の取扱機關の指定權等に關する規定で今回の改正法律に基づいて従來の規定内容が變更され、又は新設された條文が多い(第九十一條乃至第九十五條)。

第十一章は許可申請及び報告の手續その他の雜規定で、従來第八號省令及び第七號省令に規定されてゐた事項を整理したもので、その内容は従來と殆んど變りない(第九十六條乃至第百三條)。

附則には従來の三つの省令の廢止に伴ふ経過規定、新設規定の施行期日等に關する規定が掲げてある(第百四條乃至第百八條)。

以上が本施行規則の大體の構成であるが、次に、本施行規則の制定に當つて準據した方針ともいふべき事項を簡単に述べてみよう。

(一) 各種の許可申請書式を新たに決定し、申請及び報告書式にそれら番號を附し、申請及び報告に關する規定を原則として實體規定と同一條文中に規定し、且つ經由機關、通數、提出期日等は申請書式の「注意」又は報告書式の「準則」で規定した。

(二) 各條文の表現の平易、簡明を期した。

(三) 許可の重複を避けるために、同一行爲が他の規定によつても許可を要する場合には、原則として何れか一方を不要許可とする規定を設けた。

(四) 爲替銀行集中主義を強化し、爲替銀行を相手方とする取引行爲は多くの場合に、これを不要許可とした。

(五) 外國を關東州、滿洲國及び中華民國と第三國とに區分し、前者に對する規定の適用を原則として緩和し、その取扱上に差等を設けた。

(六) 業者の負擔を軽減するために、取締を撤廢又は緩和し得る事項について特別の考慮を拂つた。

(七) 新規規定の實施時期は各事項毎にそれら適當な経過期間を設けた。

○

以上、簡單ではあるが、今回の外國爲替管理法改正法律と外國爲替管理法施行規則の全貌を一應説明したが、



註 上掲外國爲替管理法及關係命令ハ不日印刷追録ノ豫定ナルモ其ノ間左記書肆御参照サレ度イ。

記

大藏省爲替局編纂

外國爲替管理法及關係命令

(昭和十六年四月改訂)

全國各地主要書店ニ於テ販賣

右の根據法は未だ全面的に發動されてゐるわけではなく、また右の施行規則も實際上の取締を政府の行政處分に委任した權限規定が重要な役割を演ずるので、今後の情勢の推移によつては、更にこれ等の運用によつて迅速機宜の措置を採り得るわけである。  
要するに、わが國の爲替管理は右兩法規によつて今や全く戰時的段階に移行したのであるが、なほ、わが國の爲替管理に關して特筆すべき點は東亞共榮圈確立のために課せられた特別の使命が存することであつて、この意味では寧ろ永續的性質を帯びて來たのである。

### ○外國爲替管理法

(昭和十六年四月 十一日)  
法律第八十三號

### ○外國爲替管理法施行規則

(昭和十六年四月 十二日)  
大藏省令第十號

### ○在外凍結財産調査規則

(昭和十六年三月二十四日)  
大藏省令第四號

### ○輸出補償法

(昭和五年五月十七日法律第六號)

沿革 昭和十六年三月法律第四十四號改正(中略)

第一條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行地内ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ガ内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ生産、製造又ハ加工セラレタル商品ヲ本法施行地ヨリ主務大臣ノ指定スル地域ニ輸出スル爲振出シタル荷爲替手形ヲ銀行ガ買取り之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ノ範圍内ニ於テ其ノ損失ノ百分ノ九十ヲ限度トシ之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ其ノ契約ニ基キ荷爲替手形ヲ買取りタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ補償料ヲ政府ニ納付スベシ

第三條 第一條ノ損失ハ銀行ガ荷爲替手形ノ満期(一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ニ付テ特別ノ事情アル場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル別段ノ時期以下同ジ)ニ支拂ヲ受タルコト能ハザリシ金額ヨリ左ノ各號ニ掲グル金額ヲ控除シタルモノトス

### 輸出補償法

一 荷爲替手形ニ付附屬荷物アルトキハ其ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ其ノ處分ノ爲支出シタル費用ヲ控除シタル殘額

二 満期ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ニ付補償前ニ全部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額特別ノ事情アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ損失ノ計算ニ付前項第一號ニ掲グル金額ヲ控除セザルコトヲ得

第四條 銀行ハ補償ヲ受ケタルトキハ其ノ手形ニ付遲滞ナク遡求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ヲ行使スベシ但シ其ノ權利ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使セズ又ハ一時行使セザルコトヲ得

銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ權利ノ行使ニ依リテ得タル金額ヨリ満期以後ノ利息及銀行ガ其ノ權利ノ行使ノ爲支出シタル費用ヲ控除シタル殘額ヲ政府ニ納付スベシ

### 第五條 削 除



輸出補償法 輸出補償法施行規則

第六條 第一條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ契約ニ違反シタルトキハ政府ハ契約ヲ解除シ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補償ヲ爲サズ又ハ損失補償金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ商品ノ輸出ノ爲受取リタル約束手形又ハ振出シタル荷爲替手形以外ノ爲替手形ヲ銀行ガ買取り之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第一條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和五年七月勅令第四百四十四號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行）

附 則（昭和十六年法律第四十四號ノ中略）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十六年勅令第三百五十五號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行）

本法施行前ニ銀行ガ買取りタル手形ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

○輸出補償法施行規則

（昭和十六年三月三十一日）  
（商工省令第二十一號）

第一章 總 則

第一條 政府ト補償契約ヲ爲スコトヲ得ル銀行ハ内地ニ本店ヲ有スルモノ又ハ朝鮮、臺灣若ハ樺太ニ本店ヲ有シ且内地ニ支店ヲ有スルモノトス

第二條 政府ト補償契約ヲ爲サントスル銀行ハ毎年商工大臣ノ指定スル期日迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 補償契約ニ基キ買取ルベキ荷爲替手形又ハ約束手形若ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ニ付テノ損失補償金額ノ限度

二 補償ヲ受ケルコトヲ得ベキ手形（以下補償手形ト稱ス）ヲ買取ルベキ營業所ノ名稱及位置

第三條 政府ガ銀行ト補償契約ヲ爲シタルトキハ商工大臣ハ其ノ銀行ノ名稱、補償手形ノ種類並ニ補償手形ヲ買取ルベキ營業所ノ名稱及位置ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第四條 銀行ガ補償手形ヲ買取ルコトヲ得ル期間ハ補償契

約ヲ爲シタル日ノ屬スル會計年度内トス

第五條 銀行ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ其ノ買取ルベキ補償手形ノ種類、損失補償金額ノ限度又ハ補償手形ヲ買取ルベキ營業所ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第六條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ補償料ヲ歳入徴收官ノ指定スル期日迄ニ其ノ指定スル日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ納付スベシ

第七條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ其ノ手形ニ付遲滞ナク週求權以外ノ手形上ノ權利ノ保全ノ爲必要ナル手續ヲ爲スベシ

第八條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ其ノ手形ニ付左ノ事項ヲ遲滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

一 引受又ハ支拂ノ拒絶アリタルトキハ其ノ事實及年月日

二 全部又ハ一部ノ支拂アリタルトキハ其ノ事實、金額及年月日

三 支拂人ノ信用狀態著シク變化シ支拂ニ支障ヲ生ズル虞アリト認メラルトキハ其ノ事實

第九條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ其ノ手形ヲ讓渡スコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ

在ラズ

第十條 銀行ノ政府ニ對スル損失補償ノ請求ハ其ノ手形ノ満期後一年以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 政府ノ銀行ニ對スル損失ノ補償ハ補償契約ニ定ムル損失補償金額ノ限度内ニ於テ之ヲ爲スモノトシ其ノ割合ハ百分ノ九十トス

第十二條 政府ハ補償手形ノ満期ニ支拂ヲ受ケルコト能ハザルニ至リタル事由ガ銀行ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタル場合ニ於テハ補償ノ責ニ任ゼズ

第十三條 銀行ハ損失補償金ニ相當スル金額ニ付テハ週求權ヲ行ハザルモノトス

第十四條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ銀行ニ對シ補償手形ノ買取ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 補償契約ヲ爲シタル銀行ガ第十九條又ハ第三十六條ノ手續ヲ爲シタル後補償手形ニ關シ本則ニ依リ申請、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ストキハ其ノ書類ニ左ノ事項ヲ記載スベシ



輸出補償法施行規則

二五四

- 一 手形ノ種類
- 二 手形ノ番號
- 三 振出人又ハ受取人ノ名稱
- 四 支拂人ノ名稱

第二章 荷爲替手形ニ關スル補償契約

第十六條 荷爲替手形ノ振出人ハ輸出組合若ハ其ノ組合員、二年以上引續キ輸出ヲ業トシ信用確實ナル者又ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者ナルコト、其ノ支拂人ハ銀行ガ信用確實ナル者ト認メタルモノナルコトヲ要ス

第十七條 銀行ガ補償契約ニ基キ買取ルベキ荷爲替手形ハ其ノ手形ガ註文ニ依リ商品ヲ輸出スル爲振出サレタルモノナルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 銀行ハ左ノ荷爲替手形ヲ補償手形トシテ買取ルコトヲ得ズ

- 一 一覽後定期拂ノ手形ニ在リテハ滿期ガ一覽後三月ヲ超ユルモノ
- 二 一覽拂及一覽後定期拂ノ手形以外ノ手形ニ在リテハ滿期ガ振出ノ日ヨリ四月ヲ超ユルモノ
- 三 額面金額ガ附屬荷物ノ契約價格ヲ超ユルモノ

四 附屬荷物ノ保險價格ノ全部ヲ保險ニ付セザルモノ但シ荷受人ニ於テ其ノ金額ヲ保險ニ付スベキ旨ノ契約アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五 内地ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ガ内地ニ於テ振出シタル手形ニ非ザルモノ

第十九條 銀行ガ補償契約ニ基キ荷爲替手形ヲ買取リタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル屆書ヲ十日以内ニ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 手形ノ種類
- 二 手形ノ番號
- 三 銀行ガ手形ヲ買取リタル年月日及營業所ノ名稱
- 四 手形ノ滿期
- 五 手形ノ額面金額
- 六 手形ノ振出人ノ名稱及住所又ハ營業所
- 七 手形ノ支拂人ノ名稱及住所又ハ營業所
- 八 引受渡條件ノ手形又ハ支拂渡條件ノ手形ノ區別
- 九 附屬荷物ノ生産、製造又ハ加工セラレタル地域
- 十 附屬荷物ノ名稱及仕向地
- 十一 滿期以後ノ利息ニ付特別ノ約款アルトキハ其ノ約款

十二 補償料ノ金額

前項ノ屆書ニハ手形ノ支拂人ノ信用調査書及手形ノ振出人ガ輸出組合又ハ其ノ組合員ニ非ザルトキハ二年以上引續キ輸出ヲ業トスル者ナルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

前項ノ信用調査書及二年以上引續キ輸出ヲ業トスル者ナルコトヲ證スル書面ハ既ニ他ノ手形ニ付之ヲ提出シタル場合ニ於テハ其ノ事項ニ變更ナキ限り其ノ旨ヲ表示シ之ヲ省略スルコトヲ得

第二十條 補償料ノ金額ハ荷爲替手形ノ額面金額ニ左ノ割合ヲ乘ジテ得タル金額トス

- 一 引受渡條件ノ手形ニ在リテハ百分ノ二
  - 二 支拂渡條件ノ手形ニ在リテハ百分ノ一
- 商工大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ補償料ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲スコトアルベシ

第二十一條 前條ノ補償料ヲ算出スル場合ニ於テ荷爲替手形ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラルトキハ銀行ガ其ノ手形ヲ買取リタル爲替相場ニ依リ其ノ金額ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス

第二十二條 銀行ハ荷爲替手形ガ引受渡條件ノ手形ノ場合ニ於テハ引受前ニ、支拂渡條件ノ手形ノ場合ニ於テハ支

輸出補償法施行規則

二五五

拂前ニ附屬荷物ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 銀行ガ荷爲替手形ニ付支拂渡條件ヲ引受渡條件ニ變更シタルトキハ其ノ手形ノ額面金額ニ百分ノ二ヲ乘ジテ得タル金額ヲ補償料トシテ政府ニ追納スベシ

第二十一條ノ規定ハ前項ノ補償料ノ算出ニ之ヲ準用ス

第二十四條 銀行ガ荷爲替手形ニ付支拂渡條件ヲ引受渡條件ニ變更シタルトキハ其ノ事實及年月日並ニ前條ノ規定ニ依リ政府ニ追納スベキ補償料ノ金額ヲ記載シタル屆書ヲ十日以内ニ商工大臣ニ提出スベシ

第二十五條 損失補償ノ請求ハ其ノ手形ニ付附屬荷物アルトキハ之ヲ處分シタル後ニ於テ之ヲ爲スベキモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ銀行ハ輸出補償法第三條第一項第一號ニ掲グル金額ヲ控除セズシテ損失ヲ計算シ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 銀行ガ政府ニ對シ損失補償ノ請求ヲ爲セントスルトキハ補償ヲ受ケントスル金額及滿期ニ支拂ヲ受ク



輸出補償法施行規則

ルコト能ハザリシ理由ヲ記載シタル請求書ニ左ニ掲グル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 手形、之ニ附屬セル船荷證券又ハ貨物引換書（小包郵便ニ依ル場合ニハ其ノ受領書）及送狀ノ各寫  
二 支拂拒絶證書ノ謄本其ノ他ノ支拂ヲ受クルコト能ハザリシコトヲ證スル書面

三 註文書ノ寫

四 損失ニ關スル計算書

第二十七條 荷爲替手形ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラルル場合ニ於テハ前條ノ補償ヲ受ケントスル金額ハ滿期ノ電信爲替賣相場ニ依リ之ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス

前項ノ電信爲替賣相場ハ横濱正金銀行ノ建値ニ依ル

前項ノ建値ナキトキハ第一項ニ依ル換算ハ商工大臣ノ定ムル率ニ依ル

第二十八條 第二十六條ノ規定ニ依リ政府ニ對シ損失補償ノ請求ヲ爲シタル後銀行ガ補償前ニ其ノ手形ニ付全部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額及年月日ヲ遲滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

第二十九條 補償ヲ受ケタル銀行ガ輸出補償法第四條第一

項但書ノ規定ニ依リ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使セザルコトニ付認可ヲ受ケントスルトキハ權利ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラ

ルル場合ニ於テハ申請書ニ權利ノ行使ニ要スル費用及其ノ内譯竝ニ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額（權利ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ガ手形ノ額面金額ニ達スルノ見込ナキトキハ其ノ金額及事由）ヲ、其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ其ノ事情ヲ記載シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ規定ハ補償ヲ受ケタル銀行ガ輸出補償法第四條第一項但書ノ規定ニ依リ權利ノ全部又ハ一部ヲ一時行使セザルコトニ付認可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ銀行ハ申請書ニ權利ヲ行使セザル期間及其ノ期間内權利ヲ行使セザル事由ヲ記載スベシ

第三十條 補償ヲ受ケタル銀行ガ逕求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ヲ行使シ取得シタル金額アリタルトキハ其ノ金額ヨリ左ノ各號ニ掲グル金額ヲ控除シタル殘額ノ百分ノ九十ヲ政府ニ納付シ、百分ノ十ヲ銀行ニ於テ取得スベシ但シ銀行ガ其ノ損失ニ付逕求權ノ行使ニ依リ既ニ全部ノ支拂ヲ受ケ居リタルトキハ其ノ取得スベキ金額ヲ、一部ノ支拂ヲ受ケ居リタルトキハ其ノ取

得スベキ金額ノ中ヨリ殘餘ノ損失ヲ填補シ尙殘額アルトキハ之ヲ支拂ヲ爲シタル者ニ返還スルモノトス

一 滿期ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ニ對スル滿期以後補償日ノ前日迄ノ利息（補償前ニ其ノ金額ニ付逕求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ノ行使ニ依リテ取得シタル金額アリタルトキハ其ノ日以後ノ期間ニ付テハ其ノ殘額ニ對スル利息）  
二 銀行ガ逕求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ノ行使ノ爲支出シタル費用

第六條ノ規定ハ前項ノ金額ノ納付ニ之ヲ準用ス

第三十一條 補償ヲ受ケタル銀行ガ逕求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ヲ行使シ取得シタル金額アリタルトキハ其ノ金額及年月日ヲ記載シタル届書ニ前條ノ規定ニ依リ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル計算書ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十二條 荷爲替手形ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラルル場合ニ於テハ第三十條ノ銀行ガ權利ノ行使ニ依リテ取得シタル金額ハ其ノ取得ノ時ノ電信爲替賣相場ニ依リ之ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス

第二十七條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル換

輸出補償 施行規則

算ニ之ヲ準用ス

第三十三條 第三十條ノ場合ニ於テ銀行ノ取得スベキ金額又ハ政府ニ納付スベキ金額ノ中既ニ取得シ又ハ納付シタルモノアルトキハ其ノ殘額ニ付計算スルモノトス

第三章 約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ニ關スル補償契約

第三十四條 輸出補償法第七條ノ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ハ其ノ振出人及受取人又ハ支拂人竝ニ輸出セントスル地域及商品ニ付銀行ガ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ銀行ハ申請書ニ手形ノ振出人及受取人又ハ支拂人ノ信用調査書竝ニ商品ノ輸出ニ關スル契約ノ概要ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ信用調査書ハ手形ノ振出人又ハ支拂人ガ外國ノ政府又ハ公共團體ナルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十五條 銀行ハ左ノ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ヲ補償手形トシテ買取ルコトヲ得ズ

一 滿期ガ振出ノ日ヨリ五年ヲ超ユルモノ  
二 内地ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ガ内地ニ於テ受取



リ又ハ振出シタル手形ニ非ザルモノ

第三十六條 銀行ガ補償契約ニ基キ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ヲ買取リタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ商品ノ輸出ニ關スル契約書ノ寫ヲ添附シ十日以内ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 手形ノ種類
  - 二 手形ノ番號
  - 三 銀行ガ手形ヲ買取リタル年月日及營業所ノ名稱
  - 四 手形ノ満期
  - 五 手形ノ額面金額
  - 六 手形ノ振出人及受取人又ハ支拂人ノ名稱及住所又ハ營業所
  - 七 商品ノ生産、製造又ハ加工セラレタル地域
  - 八 商品ノ名稱及仕向地
  - 九 手形ノ支拂ニ付擔保又ハ保證アルトキハ其ノ種類及種類別ニ依ル價額又ハ保證限度
  - 十 満期以後ノ利息ニ付特別ノ約款アルトキハ其ノ約款
  - 十一 補償料ノ金額
- 第三十七條 約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ノ書換アリタル場合ニ於テ新し手形ノ満期ガ最初ノ手形ノ振出

ノ日ヨリ五年ヲ超エザルトキハ銀行ハ其ノ新し手形ヲ補償手形ト爲スコトヲ得

第三十八條 銀行ガ前條ノ規定ニ依リ新し手形ヲ補償手形ト爲シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ヲ書換ノ日ヨリ十日以内ニ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 新し手形ノ番號
- 二 書換ノ年月日
- 三 新し手形ノ満期
- 四 新し手形ノ額面金額
- 五 補償料ノ金額ハ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ノ額面金額ニ千分ノ十五ヲ乘ジテ得タル金額トス
- 六 第四十條 第二十一條、第二十六條乃至第三十三條ノ規定ハ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ニ關スル補償契約ニ關シ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十六年法律第四十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(昭和十六年四月一日)  
本令施行前ニ銀行ガ買取リタル手形ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

○輸出補償法第一條ノ規定ニ依ル地域指定 (昭和十三年四月一日) (商工省告示第九十三號)

- 輸出補償法第一條ノ規定ニ依ル地域ヲ左ノ通指定シ昭和十二年商工省告示第五十七號ハ之ヲ廢止ス
- 一 亞細亞洲
  - 二 歐羅巴洲
  - 三 亞弗利加洲
  - 四 亞米利加洲
  - 五 太平洋洲

○輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法 (昭和十五年四月二日) (法律第八十六號)

第一條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行ガ本法施行地内ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ニ對シ其ノ者ガ振出シタル約束手形ノ割引ノ方法ニ依リ左ノ各號ニ掲グル資金ヲ融通シ之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ輸出補償法第一條ノ規定ニ依ル地域指定輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法

シ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ノ範圍内ニ於テ其ノ損失ノ百分ノ八十ヲ限度トシ之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

一 本法施行地ヨリ主務大臣ノ指定スル地域ニ内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ製造(生産又ハ加工)ヲ含ム以下之ニ同ジ)セラレタル商品ヲ輸出スル爲其ノ者ガ必要トスル資金

二 本法施行地ヨリ主務大臣ノ指定スル地域ニ輸出セラレル商品ヲ内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ製造スル爲其ノ者ガ必要トスル資金

第二條 前條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ其ノ契約ニ基キ資金ヲ融通シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ補償料ヲ政府ニ納付スベシ

第三條 第一條ノ損失ハ銀行ガ約束手形ノ満期ニ支拂ヲ受ケタルトキハザリシ金額トス但シ補償前ニ其ノ金額ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケタルトキハ之ヲ控除スルモノトス

第四條 銀行ハ補償ヲ受ケタルトキハ其ノ手形ニ付遲滞ナク手形上ノ權利ヲ行使スベシ但シ其ノ權利ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認



### ○輸出資金及輸出品製造資金 融通損失補償法施行規則

(昭和十五年五月二日)  
(商工省令第二十六號)

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行規則左ノ通  
定ム

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行規則

#### 第一章 總 則

第一條 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法第一條  
ノ契約ハ輸出資金融通損失補償契約及輸出品製造資金融  
通損失補償契約ノ二種トス

第二條 政府ト補償契約ヲ爲スコトヲ得ル銀行ハ内地ニ本  
店ヲ有スルモノ又ハ朝鮮、臺灣若ハ樺太ニ本店ヲ有シ且  
内地ニ支店ヲ有スルモノトス

第三條 政府ト補償契約ヲ爲サントスル銀行ハ毎年商工大  
臣ノ指定スル期日迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ商  
工大臣ニ提出スベシ

一 補償契約ノ種類  
二 補償契約ノ各種類ニ付テノ損失補償金額ノ限度  
三 補償ヲ受クルコトヲ得ベキ約束手形(以下補償手形

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法  
輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行規則

メラルル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣  
ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使  
セズ又ハ一時行使セザルコトヲ得

銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ權利ノ行使ニ依リテ  
得タル金額ヨリ満期以後ノ利息及銀行ガ其ノ權利ノ行使  
ノ爲支出シタル費用ヲ控除シタル殘額ヲ政府ニ納付スベ  
シ

第五條 第一條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ本法若ハ本法ニ基  
キテ發スル命令又ハ契約ニ違反シタルトキハ政府ハ契約  
ヲ解除シ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補償ヲ爲サズ又ハ損  
失補償金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第六條 本法ノ適用ニ付テハ商工組合中央金庫ハ之ヲ銀行  
ト看做ス

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十五年五月勅令第三百十二號ヲ以テ同年五月三日ヨ  
リ施行)

ト稱ス)ノ割引ヲ爲スベキ營業所ノ名稱及位置

第四條 政府ガ銀行ト補償契約ヲ爲シタルトキハ商工大臣

ハ其ノ銀行ノ名稱、補償契約ノ種類並ニ補償手形ノ割引  
ヲ爲スベキ營業所ノ名稱及位置ヲ告示ス告示シタル事項  
ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第五條 銀行ガ補償手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ補  
償契約ヲ爲シタル日ノ屬スル會計年度内トス

第六條 銀行ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ補償契約ノ種類、損  
失補償金額ノ限度又ハ補償手形ノ割引ヲ爲スベキ營業所  
ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第七條 銀行ノ補償手形トシテ左ノ約束手形ノ割引ヲ爲ス  
コトヲ得ズ

- 一 満期ガ振出ノ日ヨリ三月ヲ超ユルモノ
  - 二 額面金額ガ注文金額(輸出資金融通損失補償契約ニ  
在リテハ外國ニ於ケル注文者ト手形ノ振出人トノ間ニ  
成立シタル契約價額、輸出品製造資金融通損失補償契  
約ニ在リテハ外國ニ於ケル注文者ト内地ニ於ケル注文  
引受人トノ間ニ成立シタル契約ニ基キ當該注文ノ引受  
人又ハ下請引受人ト手形振出人トノ間ニ成立シタル契  
約價額以下之ニ同ジ)ヲ超ユルモノ
- 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行規則

三 内地ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ガ内地ニ於テ振出  
シタル手形ニ非ザルモノ

第八條 銀行ハ補償手形ノ割引ヲ爲サントスル場合ニ於テ  
振出人ノ住所若ハ營業所又ハ商品ヲ製造(生産又ハ加工  
ヲ含ム以下之ニ同ジ)シ若ハ製造シタル地域ニ付輸出資  
金及輸出品製造資金融通損失補償法第一條ニ該當セザル  
ノ疑アルトキハ其ノ手形ノ割引ヲ求ムル者ヲシテ之ニ關  
スル證明書ヲ提出セシムベシ

第九條 銀行ガ補償契約ニ基キ補償手形ノ割引ヲ爲シタル  
トキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ補償料ニ關スル計算  
書及前條ノ證明書ヲ添附シ十日以内ニ之ヲ商工大臣ニ提  
出スベシ

- 一 補償契約ノ種類
- 二 手形ノ番號
- 三 銀行ガ手形ノ割引ヲ爲シタル年月日及營業所ノ名稱
- 四 手形ノ満期
- 五 手形ノ額面金額
- 六 手形ノ振出人ノ名稱及住所又ハ營業所
- 七 割引利率
- 八 注文者(輸出資金融通損失補償契約ニ在リテハ外國



輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行規則

ニ於ケル注文者、輸出品製造資金融通損失補償契約ニ在リテハ外國ニ於ケル注文者ヨリノ注文ノ引受又ハ下請引受ヲ爲シタル内地ニ於ケル注文者以下之ニ同ジノ名稱及住所又ハ營業所

九 注文金額

十 商品ノ名稱、數量及仕向先

十一 満期以後ノ利息ニ付特別ノ約款アルトキハ其ノ約款

第十條 補償手形ノ割引ヲ爲シタル銀行ハ補償料ヲ歳入徴

收官ノ指定スル期日迄ニ其ノ指定スル日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ納付スベシ

第十一條 補償契約ニ基キ補償手形ノ割引ヲ爲シタル銀行ハ其ノ手形ニ付遲滞ナク手形上ノ權利ノ保全ノ爲必要ナル手續ヲ爲スベシ

第十二條 補償手形ノ割引ヲ爲シタル銀行ハ其ノ手形ニ付左ノ事項ヲ遲滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

- 一 支拂拒絕アリタルトキハ其ノ事實及年月日
- 二 全部又ハ一部ノ支拂アリタルトキハ其ノ事實、金額及年月日
- 三 支拂人ノ信用狀態著シク變化シ支拂ニ支障ヲ生ズル

ノ虞アリト認メラルトキハ其ノ事實

第十三條 銀行ノ政府ニ對スル損失補償ノ請求ハ其ノ手形ノ満期後三月以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 政府ノ銀行ニ對スル損失補償ノ割合ハ百分ノ八十トシ其ノ補償ハ補償契約ニ定ムル損失補償金額ノ限度内ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第十五條 政府ハ補償手形ノ満期ニ支拂ヲ受クルコト能ハザルニ至リタル事由ガ銀行ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタル場合ニ於テハ補償ノ責ニ任ゼズ

第十六條 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法第一條ノ規定ニ依リ指定スル地域ノ中戰亂、恐慌等ノ爲取引上ノ危険特ニ大ナリト認メラルモノアルトキハ商工大臣ハ銀行ニ對シ其ノ地域ニ商品ヲ輸出スル爲必要トスル資金又ハ其ノ地域ニ輸出セラルル商品ヲ製造スル爲必要トスル資金ノ融通ヲ目的トスル補償手形ノ割引ヲ一定ノ期間停止スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

商工大臣前項ノ規定ニ依リ停止ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第十七條 補償契約ヲ爲シタル銀行ガ第九條ノ手續ヲ爲シタル後補償手形ニ關シ本則ニ依リ申請、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ストキハ其ノ書類ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 補償契約ノ種類
- 二 手形ノ番號
- 三 振出人ノ名稱
- 四 注文者ノ名稱

第二章 輸出資金融通損失補償契約

第十八條 輸出資金融通損失補償契約トハ輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法第一條第一號ニ該當スル資金ノ融通ニ對スル損失補償ヲ内容トスルモノヲ謂フ

第十九條 補償手形ノ振出人ハ輸出組合若ハ其ノ組合員又ハ二年以上引續キ輸出ヲ業トシ信用確實ナル者ナルコトヲ要ス

第二十條 銀行ガ補償手形ノ割引ヲ爲サントスルトキハ手形ノ振出人ヲシテ其ノ者ガ外國ニ於ケル注文者ヨリ受取リタル注文書ノ原本(注文ガ電報ニ依リタルトキハ電報送達紙以下之ニ同ジ)ヲ提示セシムベシ

第二十一條 銀行ガ補償手形ノ割引ヲ爲サントスル場合ニ於テ注文書ノ原本ニ記載ノ金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行規則

セラルトキハ割引ノ日ニ於ケル銀行ノ爲替相場ニ依リ其ノ金額ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス

第二十二條 銀行ガ補償手形ノ割引ヲ爲シタルトキハ注文書ノ原本ニ手形ノ額面金額、割引ノ年月日及銀行ノ營業所ノ名稱ヲ記載スベシ

第二十三條 補償料ノ金額ハ補償手形ノ額面金額及銀行ガ其ノ手形ノ割引ヲ爲シタル日ヨリ満期ノ前日迄ノ期間ニ付百圓ニ對シ一日一厘三毛ノ割合ニ依リ之ヲ算出スルモノトス

第二十四條 銀行ガ補償手形ノ割引ヲ爲シタルトキハ第九條ノ書類ノ外振出人ガ輸出組合又ハ其ノ組合員ニ非ザルトキハ二年以上引續キ輸出ヲ業トスル者ナルコトヲ證スル書面ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ二年以上引續キ輸出ヲ業トスル者ナルコトヲ證スル書面ハ既ニ他ノ手形ニ付之ヲ提出シタル場合ニ於テハ其ノ事項ニ變更ナキ限り其ノ旨ヲ表示シ之ヲ省略スルコトヲ得

第二十五條 銀行ガ政府ニ對シ損失補償ノ請求ヲ爲サントスルトキハ補償ヲ受ケントスル金額及満期ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ事由ヲ記載シタル請求書ニ其ノ手形及



輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行規則

二六四

注文書ノ各寫、損失ニ關スル計算書並ニ支拂拒絶證書ノ  
謄本其ノ他ノ支拂ヲ受クルコト能ハザリシコトヲ證スル  
書面ヲ添附シ商工大臣ニ之ヲ提出スベシ

第二十六條 前條ノ規定ニ依リ政府ニ對シ損失補償ノ請求  
ヲ爲シタル後銀行ガ補償前ニ其ノ手形ニ付全部又ハ一部  
ノ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額及年月日ヲ遲滞ナク商  
工大臣ニ届出ヅベシ

第二十七條 補償ヲ受ケタル銀行ガ輸出資金及輸出品製造  
資金融通損失補償法第四條第一項但書ノ規定ニ依リ權利  
ノ全部又ハ一部ヲ行使セザルコトニ付認可ヲ受ケントス  
ルトキハ權利ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得  
ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラルル場合ニ於テハ申請書  
ニ權利ノ行使ニ要スル費用及其ノ内譯並ニ其ノ行使ニ依  
リテ得ベキ金額及全部又ハ一部ノ支拂ヲ受クルノ見込ナ  
キトキハ其ノ事由ヲ、其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ  
ハ其ノ事情ヲ記載シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
前項ノ規定ハ補償ヲ受ケタル銀行ガ輸出資金及輸出品製  
造資金融通損失補償法第四條第一項但書ノ規定ニ依リ權  
利ノ全部又ハ一部ヲ一時行使セザルコトニ付認可ヲ受ケ  
ントスル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ銀行ハ申請書ニ權利ヲ行使セザル期  
間及其ノ期間内權利ヲ行使セザル事由ヲ記載スベシ

第二十八條 補償ヲ受ケタル銀行ガ其ノ手形ニ付全部又ハ  
一部ノ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額及年月日ヲ記載シ  
タル届書ニ第二十九條ノ規定ニ依リ政府ニ納付スベキ金  
額ニ關スル計算書ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ提出  
スベシ

第二十九條 補償ヲ受ケタル銀行ガ其ノ手形ニ付全部又ハ  
一部ノ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヨリ左ノ各號ニ掲  
グル金額ヲ控除シタル殘額ノ百分ノ八十ヲ政府ニ納付ス  
ベシ

一 満期ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ニ對スル滿  
期以後補償日ノ前日迄ノ利息(補償前ニ其ノ金額ニ付  
一部ノ支拂アリタルトキハ其ノ日以後ノ期間ニ付テハ  
其ノ殘額ニ對スル利息)

二 銀行ガ手形上ノ權利ノ行使ノ爲支出シタル費用

第三十條ノ規定ハ前項ノ金額ノ納付ニ之ヲ準用ス  
第三十條 前條ノ場合ニ於テ銀行ノ取得スベキ金額又ハ政  
府ニ納付スベキ金額ノ中既ニ取得シ又ハ納付シタルモノ  
アルトキハ其ノ殘額ニ付計算スルモノトス

第三章 輸出品製造資金融通損失補償

契約

第三十一條 輸出品製造資金融通損失補償契約トハ輸出資  
金及輸出品製造資金融通損失補償法第一條第二號ニ當ス  
ル資金ノ融通ニ對スル損失補償ヲ内容トスルモノヲ謂フ  
第三十二條 補償手形ノ振出人ハ工業組合、工業小組合、  
工業組合若ハ工業小組合ノ組合員又ハ商工大臣ノ承認ヲ  
受ケタル製造業者ナルコトヲ要ス

第三十三條 銀行ガ補償手形ノ割引ヲ爲サントスルトキハ  
手形ノ振出人ヲシテ其ノ者ガ工業組合若ハ工業小組合ナ  
ル場合又ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル製造業者ナル場合  
ニ於テハ内地ニ於ケル注文者ヨリノ注文書ノ原本及注文  
引受書ノ寫ヲ、其ノ者ガ工業組合又ハ工業小組合ノ組合  
員ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル注文者ヨリノ注文ノ事  
實ニ關シ其ノ所屬組合ノ證明アル注文書ノ原本及注文引  
受書ノ寫ヲ提示セシムベシ

第三十四條 銀行ガ補償手形ノ割引ヲ爲サントスル場合ニ  
於テ内地ニ於ケル注文者ヨリノ注文ガ外國ニ於ケル注文  
者ヨリノ注文ニ基カザルノ疑アルトキハ手形ノ振出人ヲ  
シテ外國ニ於ケル注文者ノ注文書ノ原本ヲ提示セシムベ  
シ  
輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行規則  
輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法第一條ノ規定ニ依ル地域指定

第三十五條 第二十二條、第二十三條及第二十五條乃至第  
三十條ノ規定ハ輸出品製造資金融通損失補償契約ニ關シ  
之ヲ準用ス

附 則  
本則ハ輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法施行ノ目  
ヨリ之ヲ施行ス(昭和十五年五月三日)

○輸出資金及輸出品製造資金融通  
損失補償法第一條ノ規定ニ依ル

地域指定 (昭十五年五月二日  
商工省告示第二百四號)

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法第一條ノ規定ニ  
依ル地域ヲ左ノ通指定ス  
關東州、滿洲及支那以外ノ地域



○輸出不能ニ因ル損失補償制度（丙種補償制度）實施要綱

（昭和十六年五月二十三日閣議決定）

沿革 昭和十六年八月五日改正

買取機關ノ買取及處分方法

(一) 買取機關ハ輸出業者（輸出業者ガ外國人關係取引取締規則ノ指定國人ナルトキハ其ノ者トノ間ニ賣買契約ヲ爲シタル者ヲ含ム以下同ジ）ヨリノ申込ニ基キ輸出業者トノ間ニ左ノ内容ヲ有スル契約ヲ締結スルコト但シ指定國人トノ間ニ於テハ本契約ヲ爲サザルモノトスルコト

(イ) 輸出業者ガ自己資金ヲ以テ外國（關東州、滿洲國及支那ヲ除ク）ヨリ受ケタル註文ニ依リ商品ノ調達又ハ製造ヲ爲シ外國ニ於ケル戰亂又ハ輸入制限措置其ノ他國內ニ於ケル輸出禁止措置等當該輸出業者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ依リ荷爲替手形ノ取組前又ハ當該商品ノ船積前（船積ニ對シ代金ノ支拂ヲ受クル等之ニ準ズル特別ノ場合）輸出不能トナリタルトキハ買取機關ハ直ニ當該商品

（商品ニ至ラザル過程ニアルモノニシテ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルモノヲ含ム以下同ジ）ノ買取ヲ爲スベキコト

前項ニ依リ買取機關ガ買取ルベキ輸出制限ニ依リ輸出不能トナリタル商品ノ範圍ハ昭和十六年七月六日迄ニ輸出契約ヲ爲シ且法令又ハ行政措置ニ依リ當該商品ノ内地及圓ブツクニ於ケル消費ノ禁止又ハ制限セラレ居レルモノニシテ昭和十六年七月七日改正ノ貿易統制令施行規則（以下輸出調整令ト稱ス）ニ依リ輸出不能トナリタル商品及昭和十六年七月七日以降ニ於テ輸出調整令ニ基ク調整機關ノ行フ輸出割當ノ範圍内ニ於テ輸出契約ヲ爲シ同令ニ依リ輸出不能トナリタル商品トスルコト

(ロ) 買取機關ノ買取價額ハF・O・B價額ノ八割ヲ限度トシ輸出業者ガ製造業者又ハ販賣業者ヨリ買取ケタル價額又ハ買取受クベキ價額ヲ基準トシテ買取機關ト輸出業者トノ間ノ合意ニ依リ之ヲ決定スルコト  
指定國人トノ間ニ賣買契約ヲ爲シタル者ヨリ買取ケタルトキハ賣買契約價額ノ八割ヲ限度トスルコト

(ハ) 買取機關ノ買取商品ノ處分ニ付テハ輸出業者ニ於テ何等ノ異議ヲ申立テザルコト

(ニ) 輸出業者ガ輸出契約又ハ賣買契約ヲ爲シタルトキハ契約書ノ寫及註文商品ノ調達ニ要スル自己資金ノ概算書ヲ添附シ遲滞ナク買取機關ニ對シ當該輸出契約又ハ賣買契約内容ノ登録ヲ申請スルコト

(三) 買取機關ハ原則トシテ買取商品ヲ第三國ニ輸出スルコト但シ買取機關ハ最善ノ注意ヲ以テ同一又ハ類似商品ノ輸出ニ支障ヲ與フルコトナキ措置シ最モ有利ナル條件ニ依リ第三國向輸出ヲ圖ルコト

(四) 買取機關買取商品ノ第三國向輸出ガ不能又ハ不適當ト認メタルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ圓域又ハ内地消費ニ振向クルコト

(五) 買取機關ノ買取契約及買取商品ノ處分方法ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受ケシムルコト

(六) 買取機關ハ毎月ノ資金ノ借入並ニ商品ノ買取及處分ノ明細書ヲ翌月廿日迄ニ商工大臣ニ届出ヅルコト

二、買取機關ノ損失ノ算定  
(一) 買取機關ガ政府ノ補償ヲ受クベキ損失ハ左ノ通トスルコト

輸出不能ニ因ル損失補償制度（丙種補償制度）實施要綱

(イ) 買取金額ト處分金額（實際ノ處分手取金ヨリ買取及處分ニ伴フ諸費用ヲ控除シタル金額）トノ差額  
買取及處分ニ伴フ諸費用トハ倉敷料、保険料、運搬費、通信費、仲介料其ノ他直接處分ニ要スル費用ヲ謂フ

(ロ) 買取資金ニ對スル利子

(二) 買取機關ハ本事業ニ依ル收支ヲ別途ニ經理シ商工大臣必要アリト認メタルトキハ隨時之ガ検査ヲ行フコト

三、政府ノ損失補償

(一) 政府ハ買取機關トノ間ニ豫メ包括的ニ損失補償契約ヲ締結スルコト

(二) 買取機關ノ政府ニ對スル損失補償ノ請求ハ六月毎ニ之ヲ爲スモノトスルコト

四、買取資金ノ融通

買取機關ガ買取資金ノ融通ヲ受ケントスル場合ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケシムルコト

五、本制度ハ昭和十六年六月廿四日ヨリ之ヲ實施スルコト  
六、本制度ハ昭和十六年二月十日以降ニ於テ輸出契約又ハ賣買契約ノ成立シタルモノニ付適用セシムルコト（終）



六其ノ他貿易關係法規



昭和十六年八月二十五日印刷  
昭和十六年八月三十一日發行

(非賣品)

發行者

廣島市猿樂町一五

向原良一

廣島縣產業獎勵館

印刷者

廣島市大手町九丁目二〇三ノ二

久保原淳二

印刷所

廣島市大手町九丁目二〇三ノ二

久保原印刷所

電話中一三〇五番

發行所 廣島縣貿易協會

廣島市猿樂町一五番地  
廣島縣產業獎勵館内  
電話中二六三〇、一八三八番

(標準規格B列6番)



終

